みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）について

第1章　総則

第1条(目的)

第1条　この条例は、個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、個人の人格尊重の理念に基づき、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

この条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の基本的な指針となるものである。

【解説】

情報技術と通信技術の発達による情報化の進展は、大量かつ迅速な情報の処理と伝達を可能にし、私たちの生活に多くの利便をもたらしたが、その反面、個人に関する情報が本人の予期しない形で収集、利用されたり、収集された個人情報が漏れるなど、プライバシーの侵害のおそれが生じており、個人情報保護の必要性が一層高まっている。

本市の個人情報保護制度は、個人情報の適正な取扱いの基本的ルールを定め、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護するものである。

【解釈及び運用】

1　個人情報保護制度の主目的は、「個人の権利利益を保護すること」にあるが、「個人の権利利益を保護すること」を通じて、住民に信頼される「市政の適正かつ円滑な運営」を図ることを本制度の目的とすることを明らかにするものである。

2　「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める」とは、個人情報の収集から利用、提供、管理、廃棄に至る一連の過程における個人情報の適正な取扱いに関し必要なルールを定めることである。

　具体的には、市の実施機関については、個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止等について定めている。

3 「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにする」とは、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を本制度によって認めることを明らかにしたものである。

　したがって、実施機関は、この条例で定める要件を満たしている開示、訂正又は利用停止等請求に対しては、当該個人情報を開示、訂正又は利用停止等するかどうかの決定を行う条例上の義務を負うこととなる。

4　「市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」が本条例の目的であるが、「適正かつ円滑な運営を図る」ことと「個人の権利利益を保護する」ことは、並列の関係にあるものではなく、「個人の権利利益を保護する」ことがこの条例の第一の目的となる。

5 「市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」とは、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、実施するに当たっては、市政の適正かつ円滑な運営を阻害することがなく、適切な調和の下になされるべきことを明らかにしたものである。

6　「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般である。中心となるのは人格権であるが、それだけに限定されず、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的利益や社会生活上の利益なども含まれる。

第２条(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。

(2)　個人情報　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(3)　保有個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(みよし市情報公開条例(平成13年三好町条例第２号)第２条第２号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(4)　個人情報ファイル　保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ　アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5)　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

(6)　情報提供等記録　番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7)　保有特定個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(8)　特定個人情報ファイル　次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。

ア　個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

イ　個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの

(9)　本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【趣旨】

この条は、この条例において用いる基本的な用語について定めたものである。

【解釈及び運用】

第１号関係

1　第１号(実施機関)は、この条例により個人情報の保護制度を実施する機関を定めたものである。各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負う。

2　この条例における「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定により、独立して事務を管理し執行する権限を有する機関を個人情報の保護制度を実施する機関としたものである。

3　地方自治法第138条の４第３項に基づく附属機関は、その属する機関が条例上の実施機関となる。

第２号関係

1　第２号（個人情報）は、個人情報保護制度の対象となる個人情報の範囲を定めたものである。

2　「生存する」とは、死者の情報は、定義上個人情報には含まれないことをいう。これは、死者を開示請求権の主体とすることが制度上不可能なことによる。しかし、死者に関する情報が死者の遺族の個人情報となる場合があり、その場合にはこの制度の開示請求の手続に基づき、遺族の個人情報として請求することができるものである。

3　「個人に関する情報」とは、思想、信条、性格、嗜好、趣味等に関する情報、傷病歴、心身障害の状況、健康状態等に関する情報、学歴、職歴、資格、犯罪歴等に関する情報、交際関係、住居の間取り、各種相談の内容、施設への入所状況等に関する情報、資産内容、所得額、納税額、預貯金額、融資額等に関する情報など、個人に関するすべての情報をいう。

4　「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」における「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることになる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

　また、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者にとっては、誰のことであるか容易に本人を確認できる場合には、これも特定の個人が「認識され得る」個人情報として保護する必要性がある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から容易に特定の個人が識別され得る場合が考えられる。

5　「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

6　個人に関する情報であっても、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報は、個人情報から除くこととする。したがって、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる限り、当該個人に関する情報は、この条例の対象から除外されることとなる。

　いわゆる個人事業者に関する情報については基本的には事業に関する情報として取り扱われているという実態があることから、このような取扱いとしたものであり、みよし市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第７条第２号に定義する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と同義である。また、個人に関する情報であって、「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」は個人情報から除くこととする。法人その他の団体の情報の中には、役員の氏名、住所等の個人に関する情報が含まれることがある。しかし、役員は、法人その他の団体それ自体に代わって行為を行う機関であるから、法人その他の団体についての情報の一部と考えられるので、この条例の対象から除外することとする。

第３号関係

　実施機関においては、事務処理へのＩＴの急速な活用が図られている一方、現実には、過去に作成、取得された文書をはじめ相当数の個人情報が紙等の媒体で保存、管理、利用されている。このような紙等の媒体に記録されている個人情報も、ＩＴを広く用いている実施機関により取り扱われている個人情報であり、その状況にふさわしい適切な保護が図られる必要があるとともに、これらの個人情報にまで対象範囲を拡大することは、実施機関が保有する情報の公開性の拡大、行政手続の透明性の一層の向上等の趣旨にかなうものでもある。

　したがって、対象の範囲としては、電子計算機処理に係るもののほか、手作業処理に係るものを含め、情報公開条例上の「行政文書」に記録されている個人情報までその範囲を拡大し、個人

情報の保護の充実を図ることとし、これを「保有個人情報」と称している。

第4号関係

1　個人情報は、それが体系的に構成されている場合、その有用性が高まるとともに、反面、個人の権利利益を損なうおそれも増大する。このため、電子計算機処理に係る個人情報が体系的に構成されたものに限定せずに、個人情報が紙等の媒体に記録され、電子計算機を用いないで手作業による処理（マニュアル処理）をされているものに係る個人情報ファイルも含め「個人情報ファイル」とするものとする。

2　「体系的に構成したもの」とは、特定の事務の目的を達成するために、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものをいう。例えば、同一の種類の帳票などをいう。

3　「容易に検索することができる」とは、探そうとする人の情報が直ちに検索できることをいう。例えば、人名で検索できるように五十音順に配列されているものをいう。

第5号関係

1　第5号（特定個人情報）は、特定個人情報の範囲を定めるものである。

2　この条例における「特定個人情報」は、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。なお、同項では、「個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報」と定義されている。ここでいう「個人情報」は、地方公共団体にあっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であるとされており（番号法第2条第3項）、個人情報保護法の定義は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」としている。したがって、特定個人情報に適用される個人情報は、生存する個人に関する情報に限定され、死者の情報は含まれない。

第6号関係

1　第6号（情報提供等記録）は、実施機関における特定個人情報の利用制限、訂正の通知先及び利用停止請求の特例がある「情報提供等記録」の範囲を定めるものである。

2　「番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。」とは、総務大臣が所管する情報提供ネットワークシステム（番号法第21条第1項）に接続された実施機関が管理する電子計算機に保存された情報照会者からの情報提供の求め及び情報提供者による情報提供の記録の記録である特定個人情報をいう。ここでいう「情報照会者」及び「情報提供者」とは、番号法別表第2に掲げる者をいう。

第7号関係

1　第7号（保有特定個人情報）は、実施機関が保有する「特定個人情報」の範囲を定めるものである。

2　「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

3　「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該特定個人情報が記録された行政文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）をいう。

第８号関係

第８号（特定個人情報ファイル）は、「特定個人情報」を含んだ「個人情報ファイル」である「特定個人情報ファイル」の範囲を定めるものである。

第９号関係

この条例に規定する開示の請求、訂正の請求、利用停止の請求における「本人」の定義を定めるものである。

第２章　個人情報の取扱い

第３条(個人情報の保有の制限等)

第３条　実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 2　実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3　実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【趣旨】

この条は、個人情報の利用目的の明確化と利用目的による取扱いの制限について定めたものである。

【解釈及び運用】

第１項関係

「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。「条例」とは、条例のほか規則、要綱等を含むものである。

「所掌事務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務の遂行に必要な場合限り許容されることをいう。

「その利用の目的をできる限り特定しなければならない。」とは、個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われているかをできるだけ具体的に明確にするという趣旨である。

第２項関係

「目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」とは、保有する情報の内容や対象者の範囲等が利用の目的を達成するために必要なものであることをいい、過剰な保有を禁止する趣旨である。

第３項関係

「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」とは、所掌事務の範囲内であることは当然として、当初の利用目的と相当な関連性を有すると合理的に認められる範囲内とするものである。

第４条(適正な取得)

第４条　実施機関は、適法かつ適正な方法で個人情報を取得しなければならない。

【趣旨】

この条は、実施機関は、個人情報を取得する場合は、適法かつ適正な方法により取得しなければならない義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　個人情報は、本人が関与しないうちに取り扱われた場合であっても、最終的には本人に何らかの影響が及ぶ可能性があるものであり、取扱いの出発点となる取得が、適法かつ適正な手段によらなければならないのは、当然要請されるところであるが、個人情報の保護措置をより厳格にするため、確認的に当該規定を設けるものである。

2　「適法」とは、個人情報を取得する方法が、法令等個人情報を取り扱う事務における規範に違反していないことをいう。

3　「適正」とは、個人情報を取得する方法が法秩序一般の理念に適合しており、社会通念に照らして正当であると判断されることをいう。

第５条(本人取得の原則)

第５条　実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　法令又は条例の規定に基づくとき。

(2)　本人の同意があるとき。

(3)　出版、報道等により公にされているとき。

(4)　人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5)　争訟、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他事務又は事業の性質上、本人から個人情報を取得することが当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(6)　他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)又は他の地方公共団体から個人情報を取得する場合において、実施機関が法令又は条例の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を取得することについて相当の理由があるとき。

(7)　所在不明、精神上の障害等の事由により本人から取得することができないとき。

(8)　前各号に掲げる場合のほか、あらかじめみよし市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

【趣旨】

この条は、個人情報を取得するときは、本人から取得することが原則であり、この原則を遵守することが実施機関の義務であることを示すとともに、例外的に本人以外のものから取得することができる場合を定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「本人から取得」には、本人から個人情報を直接取得する場合のほか、実施機関に対する申請書、申告書等を郵送により、あるいは本人の使者を介して、又は本人の所属団体等を経由して取得する場合のように、実質的に本人から個人情報を取得したものと解される場合も含まれる。

　また、本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書など、本人が提出したものが何であるかは推測できるものの、そこに記録された情報の内容そのものについて承知していない場合であっても、本人からの取得に当たる。

2　意思能力を有しない乳幼児（学齢に達しないもの）又は成年被後見人の個人情報を法定代理人から取得する場合は、本人から取得したものとみなすものとする。

3　本人以外のものから取得できる場合は、次の 1 号から 8 号までの場合に限られる。

第 1 号関係　法令等の規定

1　本号は、本人以外のものから個人情報を取得することについて、法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要性から取得の手段を確保したものであり、その取得の妥当性は当該法令等の制定のときに判断されているといえるので、本人取得の原則の例外としたものである。

2　「法令又は条例の規定」には、法令等の規定により本人以外のものに対し実施機関への個人情報の提供を義務付けている場合、いわゆる「義務規定」のほか、義務ではないが本人以外から収集できるとするいわゆる「できる規定」に分けられるが、いずれも本号の「法令等」に含まれる。

　また、法令等に本人以外から収集できる明文の規定がない場合であっても、法令等の趣旨及び目的等から判断して本人以外から個人情報を収集することができると解される場合も含まれるが、本人以外から収集することができる個人情報の範囲は、当該法令等の趣旨及び目的等から判断し

て妥当であると認められる範囲に限られる。

第2号関係　本人同意

1　本号は、個人情報を本人以外の第三者から取得することについて、本人がその取扱目的を承知して同意している場合は、その承知している範囲で個人情報が取り扱われている限り、本人からの取得と同様に、個人情報取扱上の問題は起こらないと考えられることから、本人収集の原則の例外とするものである。

2　「本人の同意」とは、一般的には、本人の明確な意思が口頭又は文書等により確認された場合であって、個人情報取扱事務の目的を本人が承知している状態をいう。

3　本人の所属団体からの推薦、申請等に本人の個人情報が含まれている場合等で、事務の流れその他の客観的事実から判断して本人の同意があると認められるときも、本号による本人同意があるものとして取り扱うこととする。

4　意思能力を有しない乳幼児又は成年被後見人の「本人の同意」については、法定代理人の同意をもって、本人からの同意があったものとみなすものとする。

第3号関係　出版、報道等

1　本号は、取得しようとする個人情報が出版、報道等により公にされている場合には、誰もが知り得る状態にあると考えられることから、本人収集の原則の例外とするものである。

2　「出版」とは、不特定多数の者が取得可能である書物、雑誌、機関誌等のほか、国、地方公共団体等が発行する公報、報告書等を刊行することをいう。

3　「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の社会現象を公に知らせる情報伝達媒体によりニュースその他の情報を不特定多数の者に伝達することをいう。

4　「出版、報道等」の「等」とは、出版、報道のように不特定多数の者が知り得る状態にする行為や制度などをいい、不動産登記簿のように法令等の規定により何人も閲覧することができる制度はもとより、公開の会議、講演会等における発表、インターネットの公開されたホームページでの発表等がこれに当たる。

5　「公にされたもの」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることを指すものである。

　したがって、同窓会名簿等の特定の者のみに頒布する目的で作成されたものは、公にされたものとはいえず、本号には該当しない。

6　出版、報道等により公にされたものとしては、次のようなものがある。

(1) 新聞、雑誌等の公刊されている書籍類に掲載されている情報（有償で頒布している行政資料も含まれる。）

(2) ラジオ、テレビ等の不特定多数の者に情報を提供する広報媒体により提供される情報

(3) 不特定多数の者に公開されている会議における発言者名、発言内容等の情報

(4) 実施機関の保有する情報であって、閲覧等の制度により不特定多数の者に提供される情報

第4号　緊急性

1　本号は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために個人情報を取得することが必要な場合で、取得することについて時間的な余裕がなく、かつ、他に適当な取得方法がなく、本人から取得していては、個人の生命、身体又は財産の安全を守るという目的が達成できないときは、本人取得の原則の例外とするものである。

2　「人の生命、身体又は財産」とは、法的な保護に値するすべての個人的な法益をいう。

3　「緊急」とは、災害その他これに類する事象による個人の生命、身体又は財産への危難を避けるため若しくは除去するため、本人から個人情報を取得する時間的余裕がない場合をいう。

　災害その他これに類する事象には、地震などの自然現象による場合のほか、犯罪、紛争、事故などの人為的事象も含む。

4　「やむを得ない」とは、当該方法により本人以外のものから個人情報を取得しなければ事務の目的が達成できず、他に適当な取得方法がない場合をいう。「やむを得ない」かどうかは、守るべき個人の生命、身体又は財産の安全という個人の権利利益と、個人情報を本人以外のものから取得することにより侵害される個人の権利利益とを比較衡量して、実施機関が判断することになる。
5　「緊急かつやむを得ない」かどうかは、厳密に解釈することが必要であり、単なる行政上の都合等は含まれない。

第5号　事務事業
1　個人情報を取り扱う事務の目的から判断して、本人から取得したのでは当該事務の目的達成に支障が生じ、若しくは当該事務の円滑な実施を困難にするおそれがあるときは、本人取得の原則の例外とするものである。
2　「争訟」　相手の主張等を裁判所、審査機関等を通じて取得する場合等
　「選考」　入学試験等で内申書として取得する場合、表彰等で推薦者から取得する場合等
　「指導」　家族、友人等から児童・生徒の個人情報を取得する場合等
　「相談」　本人の自由な意思により提供される情報に提供者以外の個人情報が記録されている場合等

第6号関係　他の実施機関からの提供
1　他の実施機関から提供を受けて個人情報を取得する場合は、提供する実施機関の側において、その提供の妥当性の判断がなされており、重複して制限する必要がないので、本人取得の原則の例外とするものである。
2　「他の実施機関から」とは、取得する実施機関以外の実施機関をいい、例えば、市長部局が教育委員会から取得する場合の教育委員会がこれに該当する。

第7号関係　所在不明、精神上の障害等
　所在不明、精神上の障害等の事由により本人から取得することが事実上不可能又は著しく困難な場合、本人から取得すると本人に不必要な負担を強いる場合などにおいては、本人以外のものから個人情報を取得することが明らかに本人の利益になるときは、本人取得の原則の例外とするものである。

第8号関係　その他
　「利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができない」かどうかは、本人以外のものから取得することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などの有用性を比較衡量して、提供を受ける情報の内容、性質やその使用目的にあわせて個別具体的に判断する必要がある。

第６条(思想等に関する情報の取得の制限)

第６条　実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)　法令又は条例の規定に基づくとき。 (2)　前号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

【趣旨】

この条は、思想、信条等の内心の自由と深い関わりを有する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、不適正に取り扱われた場合には個人の権利利益を侵害する危険性が高いものであることから、原則として取得を禁止するものである。

【解釈及び運用】

1　「思想、信条」とは、個人の人格形成の核心をなす世界観、人生観が表れた情報や政治的信条、政治的理念、支持政党名などの個人の信念をいい、物事に対する意見、見解等は含まれない。

2　「信教」とは、超自然的、超人間的本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する信条と行為をいい、例えば、信仰する宗教、宗派等に関する情報、所属する宗教法人名がこれに含まれる。

3　「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、また、今後も同様の原因となるおそれがあるため、その取扱いを誤ると不当な差別を助長するおそれのある個人情報等をいう。例えば、人種、民族に関する情報、犯罪歴に関する情報、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の出身者であるという事実に関する情報等が考えられる。

4　「法令又は条例の規定に基づくとき。」とは、法令等で取得できることが定められている場合のほか、法令等の趣旨、目的により取得することができると解される場合も含まれる。

「法令又は条例の規定に基づくとき。」に該当する例としては、次のようなものがある。

(1) 法令等に収集が禁止されている個人情報（以下「収集禁止情報」という。）について実施機関に調査、報告等の取扱いの義務又は権限がある旨の規定がある場合

・　職員採用の欠格事項についての実施機関の確認義務（地方公務員法第 16 条）

(2) 法令等に収集禁止情報について相手方に報告、通知、届出等の義務を定めた規定がある場合

・　公職の候補者になろうとする者の所属政党名等を記載した立候補の届出（公職選挙法第 86 条の 4）

(3) 法令等の規定により個人情報取扱事務の根拠が明記されており、その根拠規定に基づき当該事務を行う場合において、当該規定の趣旨、目的から判断して、収集禁止情報を取り扱うことが明らかに予定されていると認められるとき。

・　審査会が、収集禁止情報の不開示決定に対する審査請求について審査する場合（みよし市個人情報保護条例第 43 条）

5　「利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができない」とは、個人情報取扱事務の目的、性質等から判断して、収集禁止情報を収集しなければ当該事務の目的の達成に支障が生ずる場合をいう。

第 7 条(利用目的の明示)

第 7 条　実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第 26 条、第 27 条及び第 58 条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 (1)　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (2)　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (3)　利用目的を本人に明示することにより、市の実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4)　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

【趣旨】

この条は、本人から直接、書面等により個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示することについて定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得する」とは、申請書、届出書等の名称を問わず本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得することをいい、窓口に持参して提出された場合のほか、郵送、ファクシミリ、電子メール等の手段により送られてきた場合も含まれる。

なお、使者を介した取得は、本人から「直接」取得する場合に当たらない。

また、本人の口頭による陳述や他者からの伝聞の内容を職員が書面に記録した場合などは、本条に該当しない。

2　「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録全般をいい、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク、磁気デープ、光磁気ディスク、光ディスクなど一定の媒体に記録され、その内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要がある情報をいう。

3　「あらかじめ」とは、実施機関が個人情報を取得する前にということである。なお、苦情に係る投書のように本人が予告なく書面を送付してきた場合など、あらかじめ利用目的を明示することが不可能である場合には、本条の趣旨にかんがみ、利用目的を明示する必要はないと解する。

「明示」とは、個人情報の利用目的を本人に対し明確に示すことをいう。具体的には、書面が実施機関の窓口に提出される場合には、申請書等の書面の様式への記載、口頭による説明、窓口への掲示などが考えられる。

4　「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」とは、例えば火災、地震等の災害、事故、犯罪等から個人の生命、身体又は財産を守るため、本人に利用目的を明示する時間的余裕がない場合などをいう。

5　「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」とは、例えば違法行為に係る通報、住民間の紛争に係る一方の当事者からの相談等があった場合、本人に利用目的を明示すると通報者や一方の当事者の権利利益が害される場合などをいう。

6　「利用目的を本人に明示することにより、市の実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、例えば学

校における生徒の評価に関する個人情報や医療機関における診療情報の一部など、取得しようとする個人情報の利用目的を本人に明示すると事務が公正、正確に行われないなど事務の目的が達成できない場合をいう。

7　「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」とは、申請書、申込書等の名称、記載内容や本人の意思に基づく申請であることなどの状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合をいう。例えばみよし市情報公開条例に基づき開示請求する者は、請求書に自己の氏名、住所等の個人情報を記載しなければならないが、これらの個人情報は、実施機関が開示決定等を行うために利用することが客観的に明らかであり、このような場合は本号に該当する。

第８条(正確性の確保)

第８条　実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、実施機関は、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努める義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的によっては、①過去の特定時点における事実のみで足りる場合、②現在の事実のみを必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両者を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性を確保することをいう。

例えば、本人から提供された情報をそのまま記録して利用することを目的とする個人情報を取り扱う事務の場合、一定の手続に従って本人から示された情報を正確に記録してあれば、実施機関の正確性を確保する義務は守られたことになる。

2　「過去又は現在の事実と合致する」とは、個人情報の収集の時点で過去又は現在の事実と合致することはもとより、利用し、又は提供する時点でも正確かつ最新であることをいう。ただし、過去の一定の時点で収集した個人情報であって、その時点における資料として利用し、又は提供するものである限り、修正の必要はないものである。

「事実」とは、客観的に確定される真実の情報をいう。評価、判断の内容そのものは、「事実」には含まれないが、「甲が○○と評価・判断された」、「乙が △△と評価・判断した」という情報は、「事実」に含まれる。

第９条(安全確保の措置)

第９条　実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ２　前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の２第３項の規定により同項の指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務を含む。)を行う場合について準用する。

【趣旨】

この条は、個人情報の保護に関する実施機関及び実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

第１項関係

１　実施機関の事務又は事業の実施に伴い、取り扱う個人情報の管理に関して、実施機関が遵守すべき努力義務の内容を規定したものであり、その内容は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止をはじめ個人情報の適切な管理のため必要とするすべての措置であることを示したものである。

２　「必要な措置」としては次のような措置が考えられる。

(1) 個人情報の適切な管理のための組織及び規定の整備並びに職員の意識啓発等の管理的な保護措置

(2) パスワード、ＩＤカードなどによるアクセスの制限、データの暗号化その他の技術的保護措置

(3) 個人情報を管理している施設への第三者の立入制限、施設及び設備の整備その他の物理的な保護措置

第２項関係

１　個人情報を取り扱う者は､民間部門といえども個人情報を保護する責務を公的な部門と等しく負っていることに鑑み、受託者はその事業の実施に当たり、個人情報の保護の重要性を認識した上で、その取扱いに万全を期し個人の権利利益を侵害することのないよう、自主的に保護措置を講ずるよう努力する義務を有することを明らかにしたものである。

２　「委託」とは、実施機関がその機関の権限に属する事務又は事業を実施機関以外の者に依頼することをいう。

３　本項にいう委託には次のようなものが考えられる。

(1) 実施機関が、受託者に実施機関が保有する個人情報を引き渡して処理させるもの

(2) 個人情報は引き渡さないが、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

(3) 個人情報を取り扱うことは予定されていないが、執行に当たって個人情報を取り扱うことがあり得るもの

(4) 市立の施設の管理運営を委託するに伴って、個人情報の取扱いが生じるもの

４　具体的な必要な措置としては、みよし市業務委託契約約款等の定めるところによる。

みよし市業務委託契約約款(抜粋)

（秘密の保持）

第 14 条　乙は、委託業務上知りえた事項を他に漏らしてはならない。特に漏洩により甲の不利益となる事項については、その機密保持に万全を期さなければならない。

（個人情報の保護）

第 14 条の 2　乙は、この契約による個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

3　乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

4　乙は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

5　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

6　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

7　乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

8　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 10 条(従事者の義務)

第 10 条　個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣旨】

この条は、個人情報を取り扱う実施機関の職員及び職員であった者又は前条第 2 項に規定する受託業務に従事している者及び従事していた者に対して、その業務に関して知り得た個人情報について適正な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益の侵害を防止しようとするものである。

【解釈及び運用】

1　職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報に関わる秘密を漏らしてはならないことを確認的にこの制度でも明記し、これにより地方公務員法による守秘義務が適用されない非常勤職員の特別職についても、新たに個人情報に係る守秘義務が課せられたことになる。

2　「実施機関の職員」とは、地方公務員法第 34 条第 1 項の規定により守秘義務が課せられる一般職の地方公務員のみならず、特別職の地方公務員を含むものであり、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員(臨時的任用職員等を含む。)をいう。また、実施機関の附属機関の委員等も含まれる。

3　「業務に関して知り得た」とは、職員が職務の執行に関連して知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれる。

4　「みだりに」とは、社会通念上正当な理由があると認められない場合をいい、自己の権限、事務に属しない場合、あるいは自己の権限、事務に属する場合であっても正当な理由がなく知らせる場合をいう。

5　「不当な目的に利用」とは、自己の不当な利益のために個人情報を利用する場合、あるいは他人の正当な利益や公益に反して個人情報を利用する場合などをいう。

6　「前条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、実施機関の委託を受けて個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者をいう。これらの者についても個人情報の保護の徹底を図り、個人情報の本人に対する責任を明らかにする観点から、実施機関の職員と同様に個人情報の適正な取扱いに関する義務を課すことにしたものである。

《本条と地方公務員法の守秘義務の関係》

(1) 地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき服務規律を定めたものであり、守るべき「秘密」とは、一般的に了知されていない事実であつて、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの(いわゆる実質秘)とされている。

これに対し、本条で守るべき「業務に関して知り得た個人情報」とは、実質秘に該当するか否かにかかわらず、職務上知ることができた個人情報のすべてをいう。したがって、秘密に該当しない個人情報であっても、これをみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用することは本条違反となる。

(2) 本条は、特別職の職員に対しても適用される点で、地方公務員法第 34 条第 1 項より広い範囲の職員が対象となる。

(3) 本条に違反した場合は、一般職の職員については、同法第 32 条の法令遵守義務違反となる。また、本条に違反する行為が、職務上知り得た秘密を漏らすことにも該当する場合は、併せて同法第 34 条第 1 項の守秘義務違反となる。

第 11 条(透明性の確保)

第 11 条　実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては本人が適切に関与し得るよう配慮しなければならない。

【趣旨】

この条は、実施機関が個人情報の取扱いに関して、本人が適切に関与し得るように自ら努めなければならないことを規定するものである。

【解釈及び運用】

個人情報の取扱いに関して、本人の権利利益の保護を図るためには、その取扱いに関する責任の所在その他の情報が明らかにされ、本人に開示、訂正等の一定の関与を認める手続が整備される必要があり、そのような観点から透明性の確保に実施機関自ら努めるものとする。

第12条(利用及び提供の制限)

第12条　実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が法令又は条例の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令又は条例の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他の保有個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。

3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令又は条例の規定の適用を妨げるものではない。

4　実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。

【趣旨】

この条は、実施機関は個人情報取扱事務の利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならないとの原則を定めるとともに、例外的に利用目的以外に利用し、又は提供することができる場合について定めたものである。

なお、特定個人情報の利用の制限については第12条の2に規定しており，特定個人情報の提供の制限については、番号法第19条の規定が直接適用されるので、本条の規定では特定個人情報を除いている。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「利用目的以外の目的」とは、個人情報を取得する際に明確にした事務の目的以外の目的をいう。目的外であるか否かの判断は、具体的には個人情報取扱事務届出書で明らかにされた「登録対象事務の目的」で判断することとなるが、登録対象外の個人情報取扱事務については、個人情報を取得する際の目的を個別に検討して判断することとなる。

2　個人情報取扱事務を遂行する上で当然に付随する実施機関内の他課又は他の実施機関との協議を要する場合などにおける個人情報の取扱いについては、当該事務の目的の範囲内で個人情報を利用し、又は提供しているものと認められる。

例えば、許認可事務等で関係課に協議や合議を行う場合、支払いの手続を出納室に依頼する場合などである。

3　「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部で当該個人情報を使用することをいう。例えば、市長部局のある課で保有している個人情報を、市長部局の別の課が使用する場合などが該当する。

4　「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が、当該実施機関以外のものに当該個人情報を渡すことをいう。例えば、市長部局のある課で保有している個人情報を、教育委員会、議会、国、県、他の地方公共団体等に渡す場合が該当する。

第2項関係

「前項の規定にかかわらず」とは、個人情報の利用提供は、収集する目的の範囲内に限るべきであるが、目的外の利用・提供を全く認めないこととなると、行政事務の非効率化を招いたり、本人に必要以上の負担を強いる場合も考えられる。このため、やむを得ない事由がある場合には、目的外の利用・提供を認める必要があると考えるが、あくまで原則の例外であり、個人の権利利益を侵害しない範囲に限定するべきである。

「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき」とは、第1号から第4号までに該当し､保有個人情報を利用目的以外に利用･提供できる場合であっても、このようなおそれがあると認められるときは、利用・提供してはならないとしたものである。

第1号関係

(1) 本号は、個人情報取扱事務の利用目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することについて、実施機関が本人の同意を得て行うときは、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられ、また、本人に提供するときも同様と考えられることから、利用及び提供の制限の例外としたものである。

(2) 「本人の同意」とは、一般的には、本人の明確な意思表示が口頭又は文書により確認された場合であって、本人の個人情報が収集目的以外の目的に利用され、又は提供されること及び利用され、又は提供される個人情報の内容を本人が承知している状態をいう。

(3) 本人が使用目的、提供先等を限定した上で同意したときは、その同意の範囲内で個人情報を利用し、又は提供できるものである。

(4) 個人情報取扱事務によつては、周囲の状況から客観的に判断して明らかに本人の同意があると考えられる場合がある。このような場合にもすべて文書等による本人の明確な同意を必要とすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを招くだけでなく、本人もその都度意思表示を行うことが必要となるため、当該個人情報取扱事務の流れその他の客観的事実から判断して、本人の同意の意思が明らかであると認められる場合には、本号の同意があるものとして取り扱うことができる。

(5) 申請書等の記入要領等に、あらかじめ使用目的、提供先が記載されている場合は、本人の意思表示がない限り、「本人の同意」に該当するものとして取り扱うことができる。

(6) 「本人に提供するとき」とは、本人の求めに応じて提供する場合のほか、本人の意思にかかわらず、実施機関が一方的に本人に提供する場合も含まれる。

(7) 意思能力を有しない乳幼児又は成年被後見人の個人情報を法定代理人の同意を得て、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用し、又は提供する場合は、本人の同意を得て利用し、又は提供したものとみなすものとする。

(8) 本人への提供は本号の規定により、目的外の提供であっても可能となるので、開示請求権の行使を待つまでもなく、情報提供可能な個人情報は本人へ提供して差し支えない。さらに、本人が同意すれば、本人以外への情報提供も可能となる。ただし、その際には次の点に留意する必要がある。

ア　情報提供であるため、必ずしも行政文書そのものの閲覧又は写しの交付を行う必要はないこと。

イ　情報提供であるため、本人の確認や意思の内容の確認は十分に行い、個人情報が安易に本人以外に提供されることのないようにすること。

ウ　条例第18条各号に定める不開示情報に該当する個人情報でないか留意すること。

第 2 号関係

(1) 本号は、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することについて、法令等の規定に基づく場合は、当該法令等の目的を達成する必要から、利用及び提供の制限の例外としたものである。

(2) 「法令又は条例」とは、第 5 条第 1 号の「法令又は条例」と同義である。

(3) 法令等の規定により個人情報の目的外の利用又は提供が義務付けられている場合のほか、法令等の規定に基づく場合でも、「照会することができる」、「報告を求めることができる」など強制力を持たず、提供する側に裁量の余地があるものについては、事例ごとに、公益性及び実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であって、かつ提供する個人情報の内容、利用目的その他の事情からみて個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は利用及び提供の制限の例外としたものである。

第 3 号関係

「相当な理由のあるとき」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由のあるときである。相当な理由があるかどうかは、個人情報の内容や当該個人情報が利用される目的等を勘案して個々に判断する必要がある。

第 4 号関係

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、個人情報の提供を受ける者(受領者)が専ら統計の作成又は学術研究のために個人情報を利用することを目的としており、その利用に供するために提供する場合である。受領者が、専ら統計の作成や学術研究のために個人情報を利用する場合は、一般に特定個人が識別できない形で用いられるので個人の権利利益を侵害するおそれが少なく、かつ、公益性も高いことから、目的外の利用・提供の原則禁上の例外として規定したものである。

第 3 項関係

「他の法令又は条例の規定の適用を妨げるものではない」とは、第 2 項の規定により、個人情報を目的外に利用・提供できる場合であっても、法令又は他の条例の規定により、個人情報の利用・提供を制限している場合は、法令又は他の条例の規定が適用される。

第 4 項関係

1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、教育、医療に関する個人情報等、個人情報の内容により、それが目的以外に利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが多いため、特にその目的以外の利用を制限する必要があると認めるときをいう。

2 「特定の部局」とは、実施機関の内部の特定の部又は室を指すものであるが、実施機関は、更に、これらの部又は室の内部の組織である課、出先機関等に限ることも必要に応じて行うものとする。

第12条の2

第12条の2　実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。 2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 3　前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。

【趣旨】

この条は、実施機関が特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で保有特定個人情報を利用することを原則として禁止する旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　本項は、特定個人情報の利用は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内で行うことを定めたものである。

なお、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）を利用することができる事務の範囲は、番号法において次のとおり定められている。

(1) 個人番号利用事務（番号法第9条第1項及び第2項）
番号法別表第1に掲げる事務又は番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務

(2) 個人番号関係事務（番号法第9条第3項）
個人番号利用事務の処理に関して必要とされる個人番号を記載した書面の提出等の事務（例：所得税法の規定に基づき、職員の個人番号を給与所得の源泉徴収票に記載して、税務署長に提出する事務）

(3) 番号法第19条第12号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務（番号法第9条第5項）

第2項関係

1　本項は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある一定の場合に限って、特定個人情報の事務目的以外の利用が例外的に認められることを定めたものである。

2　「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、例えば事故で意識不明の状態にある者に対する緊急の治療を行うに当たり、個人番号でその者を特定する場合など、緊急事態における特定個人情報の利用を認めるものである。

第3項関係

本項は、保有特定個人情報について、利用又は提供を制限する他の法令又は条例の規定の適用及び利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限定することができる旨を定めたものである。

第13条(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条　実施機関は、第12条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣旨】

この条は、実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合は、提供先にはこの条例の規定が及ばないことから、個人の権利利益を保護するため、提供先に対して必要な措置を講ずるよう求めることを定めたものである。

なお、特定個人情報の提供の制限については、番号法第19条の規定が直接適用されるので、本条の規定では特定個人情報を除いている。

【解釈及び運用】

1　本条の「提供」は、個人情報取扱事務の目的の範囲内であるかどうかを問わない。

2　「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における使用目的、使用方法、保護措置等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいい、個別具体的に判断することとなる。

3　「その他の必要な制限」とは、使用期間の制限、提供する個人情報の取扱者の範囲の制限、消去や返却等使用後の取扱いの指示、再提供の禁止等実施機関以外のものの使用に係る必要な制限をいう。

4　「必要な措置」とは、適正な管理、取扱者の研修、内部管理規程等の整備等をいい、提供先の状況、提供する情報の内容等に応じ、個別具体的に判断することとなる。

また、実施機関は、必要に応じ措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合には、その後の個人情報の提供を停止したり、個人情報の返還を求める等の措置を求めることになる。

第14条(オンライン結合による提供の制限)

第14条　実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、法令又は条例の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 2　実施機関は、前項ただし書に基づき、オンライン結合により提供した個人情報について、漏えい、利用目的以外の利用の事実が明らかであるとき、又は事故、災害、その他の事由により、その保護措置が適正に実施されず、基本的人権の侵害のおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、オンライン結合による情報提供の一時停止等個人情報の保護に関し、必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかに審査会に報告をしなければならない。

【趣旨】

この条は、オンライン結合による個人情報の処理が行政サービスの向上や事務処理の効率化に大きく寄与する反面、個人情報への随時のアクセスが可能になるなど、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、実施機関は、原則としてオンライン結合により個人情報を提供してはならないことを定めるとともに、例外的に提供することができる場合を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、電子計算機と電子計算機やその端末機等を通信回線(光ファイバーケーブル等を含む。)で結び、データの発生するところから端末機等により直接入力し、又は入力した結果を必要とするところに直接出力させる方法をいう。

2　「実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にする」とは、実施機関以外のものが、実施機関が保有する個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあることをいい、例えば、インターネットのホームページに個人情報を掲載する場合が典型的な事例である。

したがって、通信回線で結ばれていても、通常相手方からのアクセスができず、特定の時期に相手方にデータを送信するだけの場合は、「オンライン結合」に該当しない。

3　「実施機関以外のものに提供」とは、実施機関が管理する電子計算機とこの条例の実施機関となっていない国、県、他の地方公共団体、法人その他の団体及び個人が管理する電子計算機やその端末機等の情報機器とを通信回線を用いて結合して、実施機関の保有する個人情報を提供することをいう。

したがって、実施機関相互又は当該実施機関内で、電子計算機等を通信回線を用いて結合することにより個人情報を利用し、又は提供することは、「オンライン結合」に該当しない。

4　「法令又は条例の規定に基づくとき」とは、法令等にオンライン結合により個人情報を提供すること及び提供する個人情報の内容が定められているときをいう。

法令等の規定に基づくときの例としては、次のものがある。

・本人確認情報の提供(住民基本台帳法第30条の7、30条の11)

5　「公益上の必要」とは、オンライン結合により個人情報を提供することが、社会一般の利益を図るために必要である場合、行政サービスの向上や行政の効率化に寄与する場合等をいう。

6　「個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき」とは、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、個人情報取扱者の限定などの保護措置を提供先がとっているかどうかだけでなく、提供する個人情報の内容、提供の必要性等を含め、総合的に判断して侵害するおそれがないと認められる場合をいう。

7　本項の規定により、オンライン結合により個人情報を提供する場合は、それが妥当であるかどうかの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関が審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、その客観性が担保されることとなる。

　また、オンライン結合による個人情報の提供先、提供する個人情報の内容等を変更する場合にも審査会の意見を聴く必要がある。

第2項関係

1　住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成11年8月18日に公布されたことに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムが構築され、三好町と愛知県及び指定情報処理機関とのオンライン結合による住民票にかかるデータの送受信が、平成14年8月5日から開始された。

　このことにより、事務処理の迅速化、住民負担の軽減が図られる一方、個人情報の漏えい及び不適正な利用を防止するための規定を設けるものである。

2　オンライン結合による個人情報の外部提供をした場合において、実施機関は、個人情報の漏えい若しくは不適正な利用又はそのおそれがあると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いて、オンライン結合の一時接続停止等個人情報の保護に関し、必要な措置を講ずるものとする。

第15条(個人情報取扱事務の届出)

第15条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称 (3) 個人情報ファイルの名称 (4) 個人情報の利用目的 (5) 個人情報の対象者の範囲 (6) 個人情報の記録項目 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項 2　実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 3　市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

この条は、実施機関が個人情報を取り扱うときは、その事務の名称、目的、記録項目等について個人情報取扱事務届出書を作成し、一般の閲覧に供しなければならない義務を規定したものである。このことによって、市民等は、自己に関する個人情報の所在や内容を確認できることとなる。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　市民等が市が取り扱う個人情報の所在や内容を確認するためには、その前提として個人情報の収集、保有、利用等の状況が明らかにされている必要がある。このことは、実施機関自らが取り扱う個人情報を明確に把握し、より慎重かつ責任ある取扱いを確保するためにも重要である。

このため、本項は、実施機関の個人情報取扱事務届出書の作成義務及び届出書の一般への閲覧に供する義務を定めたものである。

2　「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関の所掌する事務であって、当該事務を執行する上で、個人情報の収集、利用、提供又は管理等の取扱いを伴う事務をいう。

事務の廃上により、収集、管理、利用又は提供等が既に行われていない事務であっても、実施機関が個人情報を保有している限り、適正に管理する義務があり、個人情報を取り扱う事務に含まれる。

また、個人情報を取り扱う事務の全てを実施機関以外のものに委託していて、当該実施機関が個人情報を取り扱っていない場合は、実施機関には第13条により委託を伴う措置を講ずる義務はあるが、届出の必要はない。

3　届出書へ記載すべき事項は、第1号から第6号までに規定する事項である。

(1) 第1号

「個人情報取扱事務の名称」とは、事務の内容が市民等に具体的に明らかになるような名称をいう。

(2) 第2号

「個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称」とは、事務を担当する課等の名称をいう。

(3) 第3号

「個人情報ファイルの名称」とは、電磁的媒体のみならず、体系的に構成されている場合、紙等の媒体に記録されているものも含めるものとし、通常行政文書目録に記載されている名称をいう。

(4) 第4号

「個人情報の利用目的」とは、事務の目的が市民等に具体的に明らかになるような目的をいう。

(5) 第5号

「個人情報の対象者の範囲」とは、登録対象事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、届出者、納税義務者、受験者等の個人の類型をいう。

(6) 第6号

「個人情報の記録項目」とは、登録対象事務の行政文書に記録されている識別番号、氏名、住所、身体状況、家族状況、思想・信条・信教、学歴、職業、資産状況等の個人情報の項目をいう。

(7) 第7号

「市長が規則で定める事項」とは、規則第2条に規定する次の事項をいう。

ア　記録情報の処理形態

イ　外部委託の有無

ウ　記録情報の収集方法

エ　記録情報の経常的提供先

オ　記録情報の保有状況

4　届出対象事務と開示請求との関係については、事務単位でみれば個人の検索性が認められず、届出対象とならない事務であっても、当該事務における個別具体的な事情や開示請求者からの情報提供等により、実施機関が開示請求の対象となる個人情報を検索し、特定することが可能な事務もある。したがって、届出対象事務以外の事務であっても、開示請求の対象となり得る。

5　届出対象事務の届出に関する具体的な取扱いは、「個人情報取扱事務届出書記入要領」の定めるところによる。

6　本項は、実施機関への届出義務を規定したものであり、届出対象事務について、事務を開始しようとするときは事務の開始前に、届出済みの事務の届出事項を変更しようとするときは変更する前に、市長へ届出すべきことを定めたものである。

第2項関係

「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、根拠となる法令等の廃上により個人情報取扱事務そのものを行わなくなっただけでなく、文書管理規程に定める文書等の保存期間の満了等により、完全に個人情報の取扱いをしなくなった状態をいう。

したがって、「廃上した」というためには、当該事務におけるすべての個人情報を廃棄し終え、実施機関として当該事務における個人情報は保有していないという状態にする必要がある。

第3項関係

「一般の閲覧に供する」とは、届出書を情報プラザに備え置き、利用者が誰でも自由に見ることができる状態にしておくことをいう。

【個人情報保護条例施行規則】

（個人情報取扱事務の届出）

第2条　条例第15条第1項第7号の市長が規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 記録情報の処理形態

(2) 外部委託の有無
(3) 記録情報の収集方法
(4) 記録情報の経常的提供先
(5) 記録情報の保有状況

2　条例第15条第1項の規定による個人情報取扱事務を開始しようとするときの届出は、個人情報取扱事務開始届出書(様式第1号)により行うものとする。

3　条例第15条第1項の規定による個人情報取扱事務を変更しようとするときの届出及び同条第2項の規定による個人情報取扱事務を廃止したときの届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。

第15条の2（特定個人情報保護評価）

第15条の2　実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、審議会の意見を聴かなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

実施機関が特定個人情報保護評価書について必要な見直しを行い、審議会の意見を聴かなければならないのは、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項及び第2項で規定された番号法第27条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の意見を求めたときをいう。

実施機関は、特定個人情報ファイルの取扱いに関して審議会の意見を聴き、必要に応じて特定個人情報保護評価の内容を見直すことが求められる。

第3章　開示、訂正及び利用停止
第1節　開示
第16条(開示請求権)

第16条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人から本人開示請求に関する代理権を与えられた者(以下「任意代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、法定代理人が行った開示請求に対して本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

【趣旨】

この条は、何人も、実施機関に対して、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することを権利として認めるとともに、実施機関が定めるところにより、法定代理人及び任意代理人（以下「代理人」という。)が本人に代わって請求することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「何人も」とは、個人情報の本人であれば、国籍に関係なくすべての自然人が含まれる。また、第2項の規定により成年被後見人の法定代理人が法人である場合の当該法人も含まれる。これは、市が保有する個人情報は、市民に関するものだけに限らないことや、個人情報保護制度の主目的が個人の権利利益の保護を図ろうとするものであることから、開示請求権者を市民に限定する合理的な理由はなく、何人にも自己に関する個人情報の開示請求権を認めることが適当である。

2　この条例において開示請求の対象となる個人情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。

3　「自己を本人とする保有個人情報」とは、行政文書に記録されている個人情報のうち、本人が識別され、又は識別され得るものをいう。したがって、自己以外の者に関する個人情報については、たとえ親、配偶者に関するものであっても閲覧等の請求はできない。(代理人の開示請求については、本条の第2項による。)

4　「開示を請求することができる」とは、自己に関する個人情報の開示請求を具体的な権利として保障することを明らかにしたものである。

なお、このことにより、実施機関が本人からの求めに応じて当該本人に係る個人情報の提供をすること（情報提供）を禁止するものではない。しかし、そのような場合でも、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に行う必要がある。

第2項関係

1　「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう。(民法第3条)

2　「成年被後見人」とは、民法第8条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

3　「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は親権者(同法第818条)又は未成年後見人（同法第838条)、成年被後見人の場合は成年後見人（同法第8条）等である。

4　自己情報の開示請求は、本来、本人からの請求により当該本人に対して開示するものであり、広く代理を認めることは個人情報の保護に欠けるおそれがあるが、未成年者又は成年被後見人及び本人の意思が明確で本人による開示請求が事実上困難な人については、法定代理人及び任意代理人による開示請求を認めるものとする。

5　未成年者の法定代理人からの開示請求については、個人情報の開示の制度が、個人の自己コントロールするためのものであることから、情報公開条例の取扱いと同様に概ね 15 歳以上の場合は、意思能力を有すると判断し、法定代理人の同意を要しないとする。

第17条(開示請求の手続)

第17条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 2　前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人及び任意代理人（以下「代理人」という。）であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、開示請求の具体的な手続及び形式上の不備がある開示請求書の補正手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　本項は、自己に関する個人情報の開示を請求しようとする者は、本項各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならないことを定めたものである。

2　「実施機関に提出してしなければならない」とは、開示請求の手続はすべて第1項各号に定める事項を記載した請求書を提出して行わなければならないものであることを意味している。これは、開示請求が開示又は不開示の決定という行政処分を法的に求める行為であり、その事実関係を明確にしておく必要があることから、書面によることとしたものである。

開示請求の手続については、次のことに留意する必要がある。

(1) 郵送、ファックス、電子メール等の方法による請求は、本人確認が必要なことから原則として認めない。

(2) 所定事項を記載した書面による開示請求であれば、規則第3条に規定する個人情報開示請求書(様式第3号)によらない開示請求も認められる。

(3) 身体の障害等の理由により自ら文字を書くことが困難な開示請求者については、その者が口述した内容を職員が録取し、それを開示請求者に読み開かせ、その確認を受けることで対応する。

(4) 開示請求書は、日本語で記載されたものでなければならない。

3　「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、事務事業の名称・内容、開示等を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録されている文書等を特定するために必要な事項をいう。

特定が不十分なため実施機関が検索できない場合は、特定するよう補正を求めることとなるが、請求者がこれに応じない場合は、本号の要件を欠く不適法な請求となり、実施機関は行政手続条例第7条により当該開示請求を拒否することとなる。

開示請求書の提出は、本人確認を厳格に行う必要があるため、本人又は代理人が直接窓口に持参することを原則とする。

ただし、開示請求をする者に病気療養、身体障害、遠隔地に滞在している等やむを得ない理由により窓口に赴くことができない場合には、例外的に郵送又はファクシミリによる開示請求を認めることとするが、その際は、本人確認を慎重に行う必要があるため、2種類以上の本人確認に必要な書類により、本人確認を行うものとする。

第2項関係

1　本項は、開示請求をしようとする者は、本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示する必要があることを定めたものである。

2　個人情報の開示は、個人情報の本人又はその代理人に対して行われるものであり、他人に開示するようなことがあってはならないことから、請求の段階から本人確認は厳格に行う必要がある。

3　「実施機関が定めるもの」とは、次の書類をいう。(規則第4条)

(1) 本人確認に必要な書類

ア　旅券

イ　運転免許証

ウ　学生証、職員証等で本人の写真が貼り付けられたもの

エ　健康保険の被保険者証、国民年金手帳、年金証書等

オ　その他これらに類するものとして市長が認める書類

(2) 代理人の確認に必要な書類

法定代理人については(1)の書類のほか次の書類、任意代理人については(1)の書類のほか委任状

ア　成年後見開始の審判謄本

イ　家庭裁判所の証明証

ウ　個人情報の本人の成年後見人であることが記載された登記事項証明証

エ　個人情報の本人の戸籍謄本（本人が未成年の場合に限る。）

オ　その他代理関係を確認し得る書類

(3) 上記にかかわらず、郵送等により開示請求書を送付して開示請求をする場合の本人又は代理人の確認に必要な書類は、次のとおりとする。

ア　本人が請求する場合　(1)の書類のうち2以上の種類の書類の写し

イ　法定代理人が本人に代わって請求する場合　(1)の書類のうち2以上の種類の写し及び(2)のいずれかの書類

ウ　任意代理人が本人に代わって請求する場合　(1)の書類のうち2以上の種類の写し及び委任状

第3項関係

1　「形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項が漏れている場合、記載事項が明らかに誤っている場合、開示を求める個人情報の特定が著しく不十分である場合などその記載から外形上明確に判断し得る場合をいう。

開示請求を受けた個人情報の不存在など開示請求の内容審査（実質審査）を経ないと判断できないようなものは、形式上の不備には当たらない。

また、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関が職権で補正できるものである。

2　「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」とは、開示請求書に形式上の不備がある場合には、まずその補正を求めるということであり、当該補正がされないときに当該開示請求を拒否することができることとしたものである。

「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個々の事例によって判断すべきものである。

3　「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とは、開示請求者から求めがなくても開示請求者が個人情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する努力義務を実施機関に課したものである。これは、一般的に開示請求者は行政実務に通じていないため、個人情報を的確に特定することは困難な場合が多いことからこうした規定を置いたものであり、職員は必要な情報の提供に努めなければならない。

【行政手続条例】

（申請に対する審査及び応答）

第7条　行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請ができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

【個人情報保護条例施行規則】

（開示請求書）

第3条　条例第17条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の方法

(2) 代理人が開示請求をする場合にあっては、当該請求に係る代理人の種別、本人の氏名及び住所

2　条例第17条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第3号)とする。

（本人確認に必要な書類等）

第4条　条例第17条第2項、第30条第2項及び第37条第2項に規定する本人であることを示す書類で実施機関が定めるものは、次の各号のいずれかとする。

(1) 旅券

(2) 運転免許証

(3) 学生証、職員証等で本人の写真がはり付けられたもの

(4) 健康保険の被保険者証、国民年金手帳、年金証書等

(5) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2　条例第17条第2項、第30条第2項及び第37条第2項に規定する代理人であることを示す書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 法定代理人が本人に代わって請求する場合　当該法定代理人自身を確認するための前項各号に掲げるいずれかの書類及び次のいずれかの書類

ア　成年後見開始の審判謄本

イ　家庭裁判所の証明証

ウ　個人情報の本人の成年後見人であることが記載された登記事項証明証

エ　個人情報の本人の戸籍謄本（本人が未成年の場合に限る。）

オ　その他代理関係を確認し得る書類

(2) 任意代理人が本人に代わって請求する場合　当該任意代理人自身を確認するための前項各号に掲げるいずれかの書類及び次のいずれかの書類

ア　開示請求に係る委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

イ　その他その資格を証明する書類として市長が認める書類

3　条例第17条第1項に規定する開示請求書を送付して開示請求をする場合において、同条第2項

の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類で実施機関が定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が請求する場合　第1項各号に掲げる書類のうち2以上の種類の書類の写し

(2) 法定代理人が本人に代わって請求する場合　第1項各号に掲げる書類のうち2以上の種類の写し及び前項第1号アからオまでに掲げるいずれかの書類

(3) 任意代理人が本人に代わって請求する場合　第1項各号に掲げる書類のうち2以上の種類の写し及び前項第2号ア及びイに掲げるいずれかの書類

第 18 条(保有個人情報の開示義務)

第 18 条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

【趣旨】

この条は、個人情報の開示請求があった場合、原則として開示しなければならない義務が実施機関にあることを明らかにするとともに、例外的に不開示とすることができる情報について定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「当該保有個人情報を開示しなければならない」とは、実施機関には、原則として開示請求 に係る個人情報を開示する義務があることを定めたものである。

2　本条と地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条の守秘義務との関係については、本条が、開示してはならない情報の範囲を定めているのに対して、同法第 34 条の守秘義務は、地方公務員の職務上知り得た秘密を守るべき服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。

したがって、不開示情報が守秘義務の対象となるかどうかについては、個別具体の事案ごとに判断すべきものであり、この条例上の義務として適法に開示をしている限りおいては、職員個人が守秘義務連反に問われることはない。

また、誠実に開示をしたにもかかわらず、結果として、不開示情報を開示したような場合(職務義務違反)についても同様である。

3　不開示情報に該当するかどうかを判断するに当たっては、個々の開示請求ごとに制度の趣旨や目的を考慮し、客観的かつ合理的に判断する必要があり、不開示情報に該当する場合にも、常にその全部が不開示となるわけではなく、第 19 条の規定により部分開示となりうる場合もあることに留意する必要がある。

また、不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があつた都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

(1) 開示請求者に関する情報

(1) 開示請求者（第 16 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 25 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【趣旨】

本号は、開示することにより開示請求者自身の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるときには、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう」とは、代理人が本人に代わって開示請求をした場合は、生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるかどうかは、代理人についてではなく、本人について判断することをいう。

2 「生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」とは、具体的には、医療情報の開示が患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあり、治療効果等への悪影響が懸念される場合や法定代理人から虐待を受けた子どもに係る児童相談記録等をいう。

(2) 開示請求者以外の個人情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令又は条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるときには、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求された個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報をいう。開示請求者が代理人の場合には、当該代理人ではなく、個人情報の本人を除くことをいう。したがって、代理人の個人情報が本人の個人情報のなかに含まれているときには、当該代理人の個人情報は、本号でいう「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することとなる。

2　「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らし、当該個人が有すると考えられる権利利益が侵害されるおそれがある場合をいい、具体的な判断に当たっては、開示請求者と当該個人との関係、個人情報の内容等を勘案して個別に判断することになる。

なお、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがない場合としては、一般的には次の場合が考えられる。

(1) 開示請求者が当該個人情報を知り得る立場にあることが明らかである場合

(2) 当該個人情報を何人も知り得るものである場合

(3) 開示請求者に開示することについて、開示請求者以外の当該個人の同意が得られた場合

3　「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人情報のうち個人の私的な生活に関する情報は本号で判断するが、事業を営む個人の当該事業に関する情報は本号で判断せず、第3号の「法人等情報」に含めて判断することをいう。第3号に含めたのは、開示範囲については、情報公開条例との整合性を図る観点から、個人情報として不開示とするのではなく、情報公開条例第7条第3号（事業を営む個人の当該事業に関する情報）に相当する不開示理由を適用して判断することとしたものである。

4　実施機関は、本号に該当するかどうかの判断に際しては、条例第25条第1項の規定に基づき、第三者に意見書の提出の機会を与えた上で行うことができる。

(ただし書ア)

「法令又は条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは、個人識別情報であっても一般に公にされている情報については、公にしても社会通念上、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがなく、仮に害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、例外的に開示することとしたものである。

「慣行として」とは、慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ又は知ることが予定されていることで足りる。

(ただし書イ)

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、開示にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときは、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

(ただし書ウ)

1 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは、行政文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者(「職」)がどのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととする趣旨である。

2 「当該個人が公務員等である場合において」とは、個人情報のうち当該個人が公務員等である場合である。「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等、公務員等以外の個人情報でもあるというように、一つの情報が複数の個人情報である場合があるが、そういった場合は、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。「公務員」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員であったものが当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、本規定は適用される。

3 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上、保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

4 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは、公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、市の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

5 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号ただし書のアに該当する場合には例外的に開示することとするものである。すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のウとともにアが重畳的に適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。慣行として知ることができるかどうかの判断に当たっては、行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって提供した情報を基に作成され、現に一般に販売・配布等されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。

(3) 法人等の事業活動情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の正当な利益等を保護するため、開示することにより、これらの利益を害するおそれがあることが明らかである情報等については、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　実施機関では、許認可、補助、調査などの事務を通して多くの法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を保有している。これらの情報には、開示することにより、その事業活動に不利益を与えることとなる場合があり得る。このことから、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益を原則として保護し、その自由な事業活動を保障するため、法人等又は事業を営む個人の正当な利益等に係る情報については不開示とすることとしたものである(本文及びア、イ)。

しかし、法人等又は事業を営む個人の社会的役割や事業活動が及ぼす社会的影響力の重大性を考慮して、事業活動によって生じる生命への支障などから保護するため、特定の情報については法人等又は事業を営む個人のこれらの利益が損なわれても、なお開示することとしたものである(ただし書)。

2　「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人でないが権利能力なき社団等も含まれる。なお、法人でない社団等については、団体の規約及び代表者が定められており、団体としての実体があるものをいう。なお、国、独立行政法人等及び地方公共団体については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は第6号等において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

3　「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業所、事業内容、事業用資産、事業所得等に関する情報をいう。内容としては個人情報の意味する範囲に含まれるが、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であるから、本号で規定しているものである。なお、当該事業活動と直接関係のない個人情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況、事業活動と区分される財産、所得等）は、第2号の個人に関する情報として対応するものである。また、「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号)第72条第5項から第7項までに掲げる事業（例えば、物品販売業、医業等）を営む個人のほか農業、林業、漁業等を営む個人をいう。

4　「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とは、第2号イと同様に、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。また、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

例えば、公害、薬害、食品による危害、欠陥商品等、事業者の事業活動に起因して、現に発生している生命、健康、生活又は財産に対する危険や損害が拡大したり、再発することを防止するため、あるいは将来発生する確率が高いこれらの危険や損害を未然に防止するためなどのため、開示する必要がある場合が該当する。

5　「ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、当該法人等の情報が、請求者のみならず、広く一般に知られることにより、事業競争上等で不利益を受けることが通常予想される場合などを示し、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び開示されることにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいう。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められない。

(a) 法令等の規定により何人も閲覧できると定められている情報(閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。)

（例）法人に関する登記事項

(b) 法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報

（例）パンフレット等に掲載された法人等の事業内容

(c) 市が従来から慣行止公表してきた情報で、かつ、今後も公表しても、それが事業を営む者の正当な利益を侵害しないと認められるもの

（例）入札結果書

(d) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

（例）企業パンフレット、報道広告等により公表されている営業成績等

(e) 統計のように情報が処理又は加工されていて、個々の法人等が識別できなくなっている情報

（例）工業統計調査、商業統計調査、事業所統計調査等の統計資料

（f）許可、免許、届け等に関する情報及び補助金等の交付に関する情報で、生産技術上又は営業上のノウハウ等の部分を除いたもの

（例）補助金交付申請書

6　「イ　実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、法人又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提出された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる

「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から不公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを承諾した上で提供を受けた場合は含まれると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。

「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において開示していないことだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が開示されている場合には、本号には当たらない。

(4) 公共安全・秩序維持情報

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある個人情報については、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為を未然に防止することをいう。

2 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると考えて、公訴の提起及び遂行のために犯人を発見したり、証拠を収集、保全する活動をいう。

なお、内偵活動等は犯罪の捜査と密接不可分な関係にあるので、これを含むものとする。

3 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持することをいう。

4 「支障を及ぼすおそれ」とは、公共の安全と秩序を維持する活動の遂行を阻害し、又は適正に行うことができなくなる可能性がある次のような場合をいう。

(1) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報が含まれている場合

(2) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報が含まれている場合

(3) その他犯罪の捜査等の遂行上、開示をしないことが必要と認められる場合

5 本号に該当する可能性がある例としては、次のようなものが考えられる。

(1) 捜査関係事項に関する照会書及び回答書（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）

(2) 麻薬中毒者等の通報記録（麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 3 等）

(3) 狩猟等に係る違反取締関係書類（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第 20 条の 4）

6 本号の規定により不開示とする個人情報の中には、第 21 条の規定により「存否」を明確にしないで開示を拒む必要がある個人情報もあるため、本号を適用する場合は慎重な対応が必要である。

(5)（審議等情報）

(5) 市の実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、行政内部又は行政間の審議、検討又は協議の円滑な実施を確保するため、開示することにより、適正な意思決定に支障が生じるおそれがあることが明らかであるものについては、開示しないこととしたものである。

【解釈及び運用】

1　行政は意思決定を行うため、審議、検討、協議をくり返しながら意思形成を行っており、この過程の情報も、本条例の対象とする行政文書の範囲に含まれている。こうした実施機関としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が開示されることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合や審議等に必要な情報が得られなくなる場合があり得る。また、未成熟な情報が開示されたり、尚早な時期に情報が開示されたりすると、誤解や憶測などにより住民の間に混乱を生じさせたり、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあり得る。本号は、このような情報について、審議等の途中段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、市の機関及び国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを不開示とすることとしたものである。

2　「市の実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間」とは、次のとおり。

(a) 市の実施機関の内部

(b) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の内部

(c) 市の実施機関の相互間

(d) 市の実施機関と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の相互間

(e) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の相互間

3　「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これらの各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

4　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が開示されると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じたりすることのないようにする趣旨である。

5　「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

6　「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、前記5と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違反行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

7　「不当に」とは、前記4、5及び6のおそれの「不当に」とは、審議、検討等、途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示とすることによる利益をと比較衡量した上で判断される。

8　意思決定後の取扱い

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

9　合議制機関等（議会、行政委員会、附属機関その他要綱等により設置されている附属機関に類似した各種の審議会等）に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関等の会議規程や議決等によって形式的に、又は一律に決せられるものではなく、当該合議制機関等の性質、審議事項の内容等に照らし、個別具体的に、率直な意見交換等を不当に損なうおそれがあるかどうかによって判断すべきものである。したがって、当該合議制機関の審議自体が非公開である場合において、その議事録が当然に不開示となるものではなく、議事録に記録された情報を個別具体的に不開示条項に照らし、開示・不開示の判断を行わなければならない。

(6)（事務事業情報）

(6) 市の実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

【趣旨】

本号は、開示することにより、市、国、独立行政法人等又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある個人情報については、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「次に掲げるおそれ」として、アからエまで掲げた支障は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がありうる。

2　「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務または事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

3　「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。したがって、「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。

「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した結果、開示することの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ないものをいう。

この場合、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求される。

4　本号と前号（審議等情報）との相違は、本号が主として意思決定後の行政の事務事業の実施執行段階の情報であるのに対し、前号は主として事務事業の計画、調整等意思形成段階の未成熟な情報であるという点にある。

（第６号ア）

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁上、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

（第６号イ）

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく審査請求がある。

「市又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、市又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

（第６号ウ）

「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、市の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探求すること）の成果については、社会、住民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く住民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるものや、試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

（第６号エ）

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、市の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

評価情報の取扱い

評価情報とは、ある個人について、他人が下した判断や事実認識に基づいて作成される情報であり、カルテなどの医療情報や、内申書・指導要録といった教育情報、公務員の勤務評定や生活保護決定調書などが挙げられる。これらの評価情報は、他人が下した判断に基づく情報であって、本人からは収集し得ない情報のため、カルテ等の医療情報や内申書・指導要録といった教育情報のうち、評価に関わる部分に関しては、個人情報には該当せず、医師や教員のものであるという考え方もあるが、これらに記載されている情報は患者や生徒本人に関するものであるため、条例の運用上はそうした考え方は否定し、本人の個人情報であるものとする。

評価情報の取扱いについては、現行の行政機関法では、カルテなどの医療情報や、内申書・指導要録といった教育情報について開示請求の対象から除いているが、改正後の行政機関法では、行政機関が保有する情報の開示範囲を可能な限り広げる観点から、不開示情報から除外しており、本条例においても同様に不開示情報から除外することとする。ただし、開示の決定等については、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

(7) 法令秘情報

(7) 法令又は条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣、知事等の指示により、公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣及び知事等の指示により開示することができないとされている場合には、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「法令又は条例」とは、第5条第1号の「法令又は条例」と同義である。

2 「法令又は条例の定めるところにより、・・・・公にすることができない」とは、法令等の規定で開示することができない旨を明示している場合及び法令等の趣旨、目的から開示することができないと判断される場合をいい、例えば次のような場合をいう。

(1) 明文の規定により、本人への開示が禁止されている場合

(2) 手続の公開が禁上されている調停等の場合

(3) 個別法により守秘義務が課されている場合

(4) その他法令等の趣旨、目的から明らかに本人へ開示することができないと認められる場合

3 個人情報の開示の可否について明文の規定がなく、法令等の趣旨、目的により判断する場合において、当該法令等の規定が第三者に対して個人情報を保護する趣旨で開示が禁止されている場合には、本人に開示することができないものには当たらないので、本号には該当しない。

4 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣、知事等の指示により、公にすることができない」とは、例えば、法定受託事務における各大臣の是正の指示（地方自治法第245条の7）等のように、実施機関の事務の処理に関し、各大臣その他国の機関が行う指示であって、法律若しくはこれに基づく政令の規定により実施機関が従う義務を有するものをいう。

第19条(部分開示)

第19条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2　開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条第1項は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。第2項は、開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、第18条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不閉示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、第18条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2　「容易に区分して除くことができるとき」とは、当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。

文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

3　「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の裁量に委ねられている。

すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断するこ

ととなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

第2項関係

1　「開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」とは、第1項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。一方、他の不開示情報の類型は、各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえるのであり、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

「特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第18条第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

2　「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等、開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

3　「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、第18条第2号の規定により、本来、個人に関する情報の記載部分は、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いた部分も、第18条第2号ただし書に該当しない限り不開示とすべきであるが、本規定により、当該情報中の特定の個人を識別することとなる部分を除いた部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、個人情報には含まれないものとみなして開示しなければならないという趣旨である。

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第18条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことが

できない場合には、当該個人情報に関する情報は全体として不開示となることになる。なお、個人を識別することができる要素自体は、第 18 条第 2 号ア～ウのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とはならない。

第 20 条(裁量的開示)

第 20 条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第 18 条第 7 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

この条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていても、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる場合について規定するものである。

【解釈及び運用】

1　「特に必要があると認めるとき」とは、第 18 条各号の不開示情報に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに、当該保護すべき利益を上回る必要性があると認められる場合を意味する。

第 18 条各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者以外の個人情報(同条第 2 号)及び法人等の事業活動情報（同条第 3 号）のように、開示請求者以外の個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要である場合には、開示をしなければならない(個人情報についは同条第 2 号イ、法人等の事業活動情報については同条第 3 号ただし書参照)。このほか、審議等情報（同条第 5 号）においては、「不当に損なわれるおそれ」とし、例えば、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、不当に損なわれるものでなければ、開示することとなり、事務事業情報（同条第 6 号）についても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することとなる。

以上のように、第 18 条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することの必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第 18 条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお開示することに特に必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

2　開示すべき必要性を判断するに当たっては、個々の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に侵害することのないようにしなければならない。特に、個人に関する情報についての本条による開示は、極めて慎重な配慮が必要である。

なお、本条を適用して不開示情報を開示するときは、第 25 条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の定めるところにより、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3　「第 18 条第 7 号に掲げる情報を除く」とは、法令等の規定等により開示することができないと認められる情報については、条例による開示の余地がないことから、本条の規定を適用しないこととしたものである。

第21条(保有個人情報の存否に関する情報)

第21条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

この条は、開示請求があった場合、実施機関は当該開示請求に対する個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は非開示の決定をするのが原則であるが、本条は、例外的に、個人情報の存否を明らかにせず、開示請求を拒否できる場合を定めたものである。

【解釈及び運用】

1　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、個人情報の内容によっては、開示請求の対象となった個人情報は存在するが、不開示とすると答えるだけで、又は当該個人情報は存在しないと答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらし、不開示情報の規定により保護される利益が害される場合をいう。

2　存否応答拒否により開示請求を拒む必要がある個人情報については、実際に個人情報が存在するが否かを問わず、常に存否応答拒否をすべきである。個人情報が存在しない場合には不存在と答えて、個人情報が存在する場合のみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は個人情報が存在する場合であることを請求者に推測されてしまうので、常に存否応答拒否をしなければ意味がない。

3　「存否応答拒否」の対象となる個人情報の例としては、次のようなものが考えられる。

(1) 叙勲、表彰に関する情報(候補者リスト)

(2) 捜査関係事項照会、回答文書

(3) 特定の病歴に関する情報

4　本条により開示請求を拒否するときは、第22条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなる。本条による存否応答拒否の決定も、申請に対する拒否処分であるので、行政手続条例第8条に基づき、処分の理由を提示する必要がある。提示すべき理由は、開示請求者が拒否される理由を明確に認識できる程度のものが必要であり、請求のあった個人情報の存否を答えることでどのような不開示情報を開示することになるのかを具体的に提示することになる。

【行政手続条例】

(理由の提示)

第8条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない、ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

第22条(開示請求に対する措置)

第22条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的、開示する日時及び場所、その他開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第7条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし」とは、開示請求に係る保有個人情報をすべて開示する旨の決定（全部開示決定）と開示請求に係る行政文書のうち一部分について開示し、その他の部分については開示しない旨の決定（一部開示決定）を含む。

「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別（一部開示の場合には、開示する部分としない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

決定は、一件の開示請求につき複数行う場合もありうる。例えば、開示請求に係る行政文書が大量である場合や、開示請求に係る複数の行政文書のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した行政文書についてのみ先行して開示決定等を行うことも可能である。

2　「その旨、開示する保有個人情報の利用目的、開示する日時及び場所、その他開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。」とは、開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項を通知するものである。なお、一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示決定の場合と同様、理由の提示及び不服申立の教示が必要となる。「書面」とは、規則第5条第1号に規定する個人情報開示決定通知書(様式第4号)をいう。

第2項関係

1　「開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき」には、次のような開示請求を拒否する場合も含まれる。

(1) 形式上の不備が補正されない開示請求

(2) 開示請求権のない者からなされた開示請求

(3) 明らかな権利の濫用と認められる開示請求

本条例には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うこととなる。どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び住民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することとなる。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否することができるものと考えられる。なお、開示請求の対象とな

る保有個人情報が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあっても、前述のように実施機関の事務を停滞、混乱させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理期限の特例(第24条)により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。

2　「保有個人情報を保有していないとき」とは、次のような場合をいう。

(1) 個人情報が物理的に存在しない場合

ア　個人情報を未だ収集していないとき

イ　保存期間の経過により廃棄したとき

ウ　国等に提出しており、個人情報を長期にわたり保有していないとき

エ　保存期間内であるが、誤って廃棄し、又は紛失したとき

(2) 個人情報が法的に存在しない場合

該当する個人情報は存在するが、この条例の定める行政文書に記録されていないとき

3　「その旨を書面により通知しなければならない」とは、開示しない旨の決定(不開示決定)をした旨を書面で開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る保有個人情報の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれる。

この通知を行う際には、行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求をすることができる期間）を書面により行うことが必要である。通常は、これらの事項を不開示決定の通知書に併記することとなる。

このうち、理由の提示については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになると考えられる。

「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」ことを理由に開示拒否する場合も、その旨だけでなくそれを示す根拠とともに説明しなければならない。例えば、文書がもともと作成又は取得されなかったのか、文書保存期間の経過により廃棄したのか等、それぞれ根拠を示して説明することが必要である。

「前条の規定により開示請求を拒否するとき」の理由は、当該開示請求に係る個人情報が仮に存在する場合、どの不開示条項に該当し、当該個人情報の存在等を明らかにすることがなぜ、不開示情報を明らかにすることとなるのかを示さなければならない。

また、開示請求に係る保有個人情報に複数の不開示情報が記録されている場合や一の情報が複数の不開示情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由の提示が必要である。なお、不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはあり得る。

「書面」とは、規則第5条第2号に規定する個人情報不開示決定通知書（様式第5号）をいう。

4　本条各項の決定の法的性格は、公権力の行使に当たる行為として行政処分性を有するものであり、この決定に不服がある者には、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法基づく抗告訴訟（取消訴訟）により、その権利救済の途が開けている。

【行政手続条例】

（理由の提示）

第8条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件

又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【個人情報保護条例施行規則】

（個人情報開示決定通知書等）

第5条　条例第22条第1項に規定する書面は、個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2　条例第22条第2項に規定する書面は、個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

第23条(開示決定等の期限)

第23条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、開示決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「開示請求があつた日」とは、開示請求の宛先である実施機関の開示請求の受付を担当する窓口（情報プラザ）に、開示請求書が到達した日を指す。

2　「15日以内にしなければならない」とは、開示請求があった日を第1日目として起算し、15日目が期間の満了日となる。15日目が市の休日に当たる場合は、その翌日が期間の満了日となる。(みよし市の休日を定める条例第2条参照)

本項は開示決定等の期限を定める規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに第22条各項の通知を行う必要がある。

3　「補正に要した日数」とは、実施機関が第17条第3項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出した日までの日数を指す。この期間は、期間経過につき開示請求者に責があり、開示決定等の期間計算に含めることは適当ではない。

形式上の不備がある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明らかになるものではない。例えば、保有個人情報の特定が十分かどうかは、実施機関において、開示請求書に記載された内容により確認することが必要である。このような期間は適法な開示請求の場合であっても必要なものであり、期間計算の中に含めている。

保有個人情報が特定されているか否かについて実施機関と開示請求者の間に認識の相違がある場合など、実施機関が補正を求め続けることにより、いつまでも開示決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。しかしながら、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなり、いつまでも期限が到来しないという事態は生じない。

4　「第17条第3項の規定により補正を求めた場合」とは、第17条第3項において、「相当の期間を定めて」補正を求めることとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な開示請求であることを理由とする不開示決定を行いえないこととするものであり、開示請求者による補正の機会を保障するための規定である。

したがって、相当の期間を定めて補正を求めることと、開示決定等の期限とは直接関係しない。補正がされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、実施機関は不開示決定を行うことができるようになるが、開示請求者が補正を行うために更に時間を必要とする場合などまで、不開示決定を行わなければならないわけではない。

補正を求めている間は、開示決定等を行うべき期間が進行しないので、実施機関が本条違反に問われることはない。

この補正は、行政指導であり、開示請求者に応ずる義務を課すものではない。(みよし市行政手続条例(平成8年三好町条例第20号)第31条参照)

第2項関係

1 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が15日以内に開示決定等をするよう努力しても、その期間内に開示決定等をすることができない次のような場合をいう。

(1) 開示請求があった個人情報に第三者に関する情報が記録されているため、第三者の意見を聴く必要がある場合

(2) 開示請求があった個人情報の種類若しくは量が多く、又はその内容が複雑であり、期間内に個人情報を確認し、開示決定等をすることが困難である場合

(3) 年末年始など休日が連続することにより、処理時間が確保できない場合

(4) 天災等の発生、突発的な業務量の増大、緊急を要する業務の処理などにより、処理時間が確保できない場合

(5) 検査等のため国又は県に提出しており、開示請求があった個人情報を一時的に保有していない場合

2 「30日以内に限り延長することができる」とは、原則的な処理期限である15日を最高45日まで延長することができるという意味である。

この期間延長は、延長が必要な場合、常に30日延長するのではなく、必要最小限の範囲で延長しなければならない。

また、開示請求があった日から起算して45日以内の範囲であれば、正当な理由がある限り、再度の延長は認められる。この場合には、改めて延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 「速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、申請者の求めに応じ、申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続条例第9条に定められているところであるが、本条例では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

「速やかに」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求のあった日から起算して15日以内に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」としては期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

4 「書面」とは、規則第6条に規定する開示請求に対する決定期間延長通知書（様式第6号）をいう。

5 第2項の規定による期間延長と次条の規定による期限の特例とは、併用することはできない。実施機関は、開示請求があったときは、速やかに開示決定等に要する期間を把握し、45日以内に開示請求に係る行政文書のすべてについて開示決定等をすることができるかどうかを確認し、できないと判断した場合には、当初から次条の規定を適用することとなる。

【個人情報保護条例施行規則】

（開示請求に対する決定期間延長通知書）

第6条　条例第23条第2項に規定する書面は、開示請求に対する決定期間延長通知書（様式第6号）とする。

第24条(開示決定等の期限の特例)

第24条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

この条は、著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示決定等の期限の特例について定めたものである。

【解釈及び運用】

1　実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、開示請求の処理と他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

(1) 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用することの決定をし、その旨を通知する。

(2) 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。

(3) 相当の期間内（(1)の通知において、その期限を示す。)に、残りの部分について開示決定等を行う。

2　「著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは開示請求に対し、前条第2項の規定を適用し処理期限を45日まで延長したとしても、開示請求に係る保有個人情報のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

「開示請求があつた日から45日以内」は、明文の確認規定は設けていないが、形式上の不備がある開示請求については、補正に要した日数を除いた期間である。

「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。

3　「相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」とは、開示請求を受けた実施機関が通常45日以内に開示決定等ができる分量を意味する。著しく大量な行政文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、45日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

4　「残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」とは、当該開示請求のすべてを処理できない事情にかんがみ、当該残りの保有個人情報についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。実施機関は、ある程度のまとまりの保有個人情報ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの行政文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

5　「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」とは、本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、前条第1項に規定する原則的な処理期間内に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

「同条第1項に規定する期間」とは、開示請求があった日から起算して15日間(補正に要した期間を除く。)を指す。

6　「その理由」(第1号)とは、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

7　「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」(第2号)とは、最終的に当該開示請求に係るすべての保有個人情報についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての審査請求や不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

なお、この書面においては、45日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、15日以内に通知しなければならないため、当該時点で45日以内に開示決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、45日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

【個人情報保護条例施行規則】

(開示請求に対する決定期間特例通知書)

第7条　条例第24条に規定する書面は、開示請求に対する決定期間特例通知書(様式第7号)とする。

第25条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条　開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条第3項及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第18条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。

3　実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条第1項及び第3項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の正当な権利利益を保護するため、実施機関がとるべき手続について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、実施機関の任意の判断により第三者の意見を聴くことができる旨を定めるものである。実施機関が開示・不開示の判断を行うに当たって、より的確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義である。しかしながら、第三者に関する情報が記録されている行政文書といっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が開示に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がないものもあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねている。

なお、実施機関が開示決定等を行う場合の判断においては、第1項、第2項のいずれによる意見聴取であるかにかかわらず、第三者の意見は決定の際の参考にするものであり、その意見に拘束されるものではない。開示請求に対して、開示を拒否しうる例外事由に該当するかどうかを最終的に判断するのは、実施機関である。

また、開示・不開示の判断を行うに当たって、行政機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、任意に、適宜の方法により行うことは可能であるが、本項による手続を取った場合には第3項の適用がある。

2　「第三者」(第1項・第2項・第3項)には、個人、法人（国、独立行政法人等又は他の地方公共団体を含む。）のほか、自治会、商店会、消費者団体、ＰＴＡ等の法人格はないが団体の規約及び代表者の定めがある団体も含まれる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。また、第三者が情報を提供した場合に限らず、実施機関が作成したり第三者以外の者から受領した情報の中に当該第三者に関する情報が含まれている場合を含む。

3 「当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して」とは、第1項の規定による意見聴取は、実施機関が任意に行うものであることから、その通知方法も任意とされているが、規則第8条第1項の規定により、第三者への通知は、個人情報開示決定等に係る意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

4 「意見書を提出する機会を与えることができる」とは、第三者への意見聴取の方法としては、本項の規定による意見聴取の結果、開示に反対の意見が出されたときは、第3項の規定による手続を取ることが必要となるため、本条に基づく意見聴取手続については、書面（様式第8号別紙）を提出することとした。

開示・不開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が第18条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の開示・不開示についてであり、開示請求に係る行政文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

第2項関係

1 本項については、当該保有個人情報に第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている場合、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。したがって、第2項の意見聴取手続は、第1項の任意的なものと異なり、必要的な意見聴取手続である。

本項が適用されるのは、第三者に関する情報が含まれている場合であって、次の二つの場合のいずれかに該当し、保有個人情報を開示しようとするときである。

(1) 個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められるもの（18条第2号イ）

(2) 事業活動情報ではあるが、人の生命、身体等を保護するために、開示することが必要と認められるもの（第18条第3号ただし書）

(3) 不開示情報が含まれている保有個人情報ではあるが、個人の利益権利を保護するため特に開示することが必要と認められるもの（第20条）

これらは、本来、当該第三者の権利利益だけを見れば、不開示情報として保護されるべきものであるにもかかわらず、他の公益との関係で開示されることとなるものである。このため、これらの場合には、第三者に意見書提出の機会を与えることを実施機関に義務付けることとした。

2 「書面」とは、規則第8条第2項に規定する個人情報開示決定等に係る意見照会書（様式第8号）をいう。

3 「第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、行政機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合には、本ただし書が適用される。また、第三者が死亡している場合や解散している場合も、本ただし書の対象となる。

第3項関係

1　本項は、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

行政文書が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため開示の決定をしたときは、意見書提出の機会を与えた第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

2　「開示に反対する意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

3　「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点を意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮に入れることは当然可能である。

4　「開示決定をするとき」とは、行政文書の全部開示の決定に限らず、一部開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。

5　「少なくとも2週間を置かなければならない」とは、反対意見書を提出した第三者が、開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停上の申立てを行う期間を確保するための措置である。

個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

6　「開示決定後直ちに」とは、反対意見書を提出した第三者が訴訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が訴訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは開示決定と同時にという意味であり、開示決定をした日と第三者への通知は、同日に行わなければならない。

7　「その理由」とは、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないことと判断した理由又は開示することが特に必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を加える必要はない。

8　「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では確定日とはならないので、開示を実施することが見込まれる日でよい。

9　「書面」とは、規則第8条第3項に規定する個人情報開示決定第三者通知書（様式第9号）をいう。

【個人情報保護条例施行規則】

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 8 条　条例第 25 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日 -

(2) 開示請求に係る個人情報のうち第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2　条例第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する書面は、個人情報開示決定等に係る意見照会書（様式第 8 号）とする。

3　条例第 25 条第 2 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 1 項各号に掲げる事項

(2) 条例第 25 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4　条例第 25 条第 3 項に規定する書面は、個人情報開示決定第三者通知書（様式第 9 号）とする。

第 26 条(開示の実施)

第 26 条　実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。 2　保有個人情報の開示は、文書又は図画に記録されたものについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されたものについてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣旨】

この条は、個人情報の開示決定をした場合における当該個人情報の開示の実施に関する手続及び方法について定めたものである。

【解釈及び運用】

第 1 項関係

本項は、実施機関が第 22 条第 1 項の規定に基づき開示請求に係る個人情報の全部又は一部の開示決定をしたときは、開示請求者に対して速やかに個人情報を開示する義務があることを定めたものである。

第 2 項関係

1　本項は、開示の対象となった個人情報について、当該個人情報が記録されている媒体の種類に応じて、開示の方法を定めたものである。

2　「電磁的記録」の開示については、デイスプレイでの閲覧、紙に出力したものによる開示のほか、磁気テープ等へ複写したものの交付等の方法が考えられるが、請求者の便宜を考慮し、できるだけその要望に応えることが望ましい。

しかしながら、電磁的記録の開示の検討に当たっては、開示のために必要な情報機器の普及状況を配慮する必要があるほか、情報の検索や部分開示人の対応等、開示のための特別の処理を必要とする場合もあること等、技術上、体制整備上等の問題に適切に対応出来るようにする必要がある。

3　「文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる」とは、個人情報が記録されている行政文書の保存に支障があるときには、例外として、その写しを開示の対象とすることができることを定めたものである。「保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、原本が貴重であったり、損傷が激しい等の理由により、これを閲覧等に供すると当該公文書の保存に支障がある場合等をいう。「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合が考えられる。

(1) 日常業務に常時使用される台帳等で、原本を開示することにより当該業務に支障を生ずる場合

(2) 歴史的、文化的価値がある行政文書で、特に慎重な取扱いを要する場合

(3) 開示する個人情報と不開示とする個人情報が同一ページに記録されている場合

【個人情報保護条例施行規則】

（電磁的記録の開示方法）

第9条　次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第26条第2項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ又は録音ディスク　次に掲げる方法

ア　当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク　次に掲げる方法

ア　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。）　次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア　当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ　当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ　当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第27条(他の制度との調整)

第27条　実施機関は、次の各号に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）については、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示を行わない。 (1) 法令又は他の条例の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる保有個人情報　閲覧 (2) 法令又は他の条例の規定に基づき、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる保有個人情報　写しの交付 (3) 法令又は他の条例の規定に基づき、前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録に記録された保有個人情報　当該同一の方法

【趣旨】

この条は、法令又は他の条例により閲覧等の手続が定められている場合における行政文書の閲覧等は、当該法令又は条例によることとし、この条例を適用しないことを定めたものである。

なお、特定個人情報については、マイナポータル（番号法に基づき開設されるポータルサイト）による開示の方がより市民の利便性が高い場合も想定されることから、番号法では他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でもマイナポータルを通じた開示を認めることとしている。そのため、条例においても他の法令等による開示の実施との調整を行わないこととするため、本条の規定では特定個人情報を除いている。

【解釈及び運用】

1　他の法令等に個人情報の本人開示をする旨の規定が置かれている場合に、この条例による本人開示と当該法令等による本人開示との適用関係を調整するとともに、この条例の適用を受けない個人情報について定めたものである。

2　他の法令等に、個人情報の本人開示（閲覧、縦覧、又は写しの交付）の制度がこの条例と同一の条件のもとで確保されているときには、別途この条例を併行して適用する必要がないので、このような場合については、この条例を適用しないものとした。

3　本条が適用される要件は次のとおりである。

(1)「法律、政令、省令又は他の条例」による本人開示であること。

(2) 代理人による本人開示が可能なこと。

(3) 条例に定める開示の実施方法と同一の方法によって開示されるものであること。

(4) 他の法令等による開示に期間が定められているときは、当該期間内であること。

(5) 当該他の法令等に「一定の場合に開示しない旨」の定めがないこと。

4　他の法令等により定められている開示の期間の前後は、個人情報が定められているときは、当該期間内であること。

5　法令等に「写しの交付」に関する規定がない場合は、本条例により請求できる。

第28条(費用の負担)

第28条　第26条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、みよし市手数料条例（昭和39年三好町条例第10号)の定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

この条は、開示請求をして、文書その他の物の写しの作成を受ける者は、写しの作成にかかる手数料をみよし市手数料条例の定めるところにより納付しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「写しの作成」に要する費用とは、個人情報開示に関する複写手数料を納付することになるものである。

2　「写しの送付」に要する費用とは、当該郵送に要する費用

3　費用の徴収

(1) 写しの作成に要する費用

原則として現金によるものとする。

(2) 写しの送付に要する費用

原則として切手によるものとする。

4　なお、行政文書の閲覧に要する費用については、この条例の制定の趣旨や目的から、負担を求めないこととした。

【みよし市手数料条例】

（種類、金額及び徴収の時期）

第3条　手数料の種類､額及び徴収の時期は､それぞれ別表第1から別表第5までのとおりとする。

（徴収の方法）

第4条　手数料は、納入の通知の方法により徴収するものとする。ただし、申請のときに手数料を徴収するものについては、この限りでない。

（郵便等による送付）

第5条　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者は、第3条に規定する手数料のほかに郵送料を負担するものとする。

（手数料の減免等）

第7条　市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

2　次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。

(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの

(2) 官公署から請求のあったもの

(3) 市長が定める年金その他の給付の受給者の現況に関するもので、戸籍、住民票又は外国人登録原票の記載事項の証明をするもの

別表第１の２（第３条関係）

情報公開・個人情報保護条例関係手数料

行政文書の種類	区分	手数料の額	徴収の時期
文書等	カラー複写以外の複写機により用紙に複写したもの	1枚につき10円	交付のとき
	カラー複写の複写機により用紙に複写したもの	1枚につき50円	交付のとき
電磁的記録	白黒で用紙に出力したもの	1枚につき10円	交付のとき
	カラーで用紙に出力したもの	1枚につき50円	交付のとき
	光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのものに限る。）に複写したもの	1枚につき100円	交付のとき

備考

1　用紙に複写又は出力して交付する場合は、日本工業規格Ａ列3番以下の大きさの用紙を用いるものとする。ただし、これにより難いときは、日本工業規格Ａ列3番を超える大きさの用紙で写しを作成することができるものとする。この場合の作成した写しの枚数は、日本工業規格Ａ列3番の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して算定するものとする。

2　用紙の両面に複写又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。

3　この表の区分以外のものの作成に要する手数料の額は、実費とする。

第2節　訂正

第29条（訂正請求権）

第29条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第27条各号の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、法定代理人が行った訂正請求に対して本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。 3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

【趣旨】

この条は、自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することを権利として認めるとともに、実施機関が定めるところにより、代理人が本人に代わって請求することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「当該保有個人情報の訂正を請求することができる」とは、実施機関が保有する個人情報が誤っている場合、その誤った情報に基づいて行政処分等がなされ、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、個人情報の訂正をもとめることができる訂正請求権を権利として位置付けることが適当である。訂正には、事実に合致しない内容を合致する内容に直すほか、不足している内容を加える「追加」や事実に合致しないものを削る「削除」も含まれるが、より正確、詳細なものにするために追記したり付記することは含まれない。

2　「事実でない」とは、氏名、住所、年齢、家族構成、学歴、職歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいう。したがって、個人に対する評価、判断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることはできないため、評価等に関する個人情報の訂正請求については、請求を拒否することとなる。

ただし、一見評価に関する個人情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があり、十分精査した上で判断する必要がある。

3　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」とは、訂正請求の対象となる個人情報は明確に特定される必要があることから、訂正請求に係る個人情報は、開示請求により開示決定を受けた個人情報であることを前提とする趣旨である。

4　他の法令等の規定により開示を受けた個人情報については、当該他の法令等に訂正の手続の規定がない場合には、改めてこの条例に基づく開示請求による開示を要件とすることは、訂正請求者に負担を強いることとなるから、この条例の規定により開示を受けたものとみなして、本項の規定を適用することとしている。

第2項関係

本人開示請求の例外として、第16条第2項の規定により代理人による開示請求が認められるこ

とと同様の趣旨で、訂正請求権についても代理人による訂正請求が認められるものであることを明らかにしたものである。

第3項関係

「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない」とは、時間の経過とともに、保有個人情報の内容が開示時点の内容から変化する可能性を考慮したものである。

なお、90日を経過した後に保有個人情報の内容が事実でないと思料するに至った場合に、再度開示を受けた上で訂正請求をすることを妨げる趣旨ではない。

第30条(訂正請求の手続)

第30条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3　実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

この条は、訂正請求の具体的な手続及び形式上の不備がある訂正請求書の補正手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「実施機関に提出してしなければならない」とは、訂正請求の手続はすべて第1項各号に定める事項を記載した請求書を提出して行わなければならないものであることを意味している。これは、訂正請求が訂正又は非訂正の決定という行政処分を法的に求める行為であり、その事実関係を明確にしておく必要があることから、書面によることとしたものである。

訂正請求の手続については、次のことに留意する必要がある。

(1) 郵送、ファンクス、電子メール等の方法による請求は、本人確認が必要なことから認められない。

(2) 所定事項を記載した書面による訂正請求であれば、規則第10条に規定する個人情報訂正請求書（様式第10号）によらない訂正請求も認められる。

(3) 身体の障害等の理由により自ら文字を書くことが困難な訂正請求者については、その者が口述した内容を職員が録取し、それを訂正請求者に読み開かせ、その確認を受けることで対応する。

(4) 訂正請求書は、日本語で記載されたものでなければならない。

2　「当該保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、事務事業の名称・内容、訂正等を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録されている文書等を特定するために必要な事項をいう。

3　訂正請求に係る手数料は、徴収しないことが適当である。

第2項関係

1　「実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類」とは、次の書類をいう。(規則第4条)

(1) 本人確認に必要な書類

ア　旅券

イ　運転免許証

ウ　学生証、職員証等で本人の写真が貼り付けられたもの

エ　健康保険の被保険者証、国民年金手帳、年金証書等

オ　その他これらに類するものとして市長が認める書類

(2) 代理人の確認に必要な書類

法定代理人については、(1)の書類のほか、本人の戸籍抄本、後見に関する登記事項証明書等、任意代理人については、(1)の書類のほか委任状

第3項関係

1 「形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項が漏れている場合、記載事項が明らかに誤っている場合、訂正を求める個人情報の特定が著しく不十分である場合などその記載から外形上明確に判断し得る場合をいう。

訂正請求を受けた個人情報の不存在など訂正請求の内容審査（実質審査）を経ないと判断できないようなものは、形式上の不備には当たらない。

また、明らかな誤字、脱字等の正式な記載に容易に読み替えられるような軽微な不備については、補正を求める必要はない。

2 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と、訂正請求書に形式上の不備がある場合には、まずその補正を求めるということであり、当該補正がされないときに当該訂正請求を拒否することができることとしたものである。

「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個々の事例によって判断すべきものである。

3 その他、訂正請求の手続きについては、基本的には開示請求の手続きに準じたものとする。

【行政手続条例】

（申請に対する審査及び応答）

第7条　行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請ができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

【個人情報保護条例施行規則】

（個人情報訂正請求書）

第10条　条例第30条第1項第4号の実施機関が定める事項は、代理人が訂正請求をする場合における当該請求に係る代理人の種別、本人の氏名及び住所とする。

2 条例第30条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第10号）とする。

第31条(保有個人情報の訂正義務)

第31条　実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【趣旨】

この条は、個人情報の訂正請求があった場合、実施機関は必要な調査を行い、訂正請求の内容が事実に合致することが判明した場合は、本条各号に定める場合を除き、訂正をすべき義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関が当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該訂正請求の内容が事実であることが判明したときをいう。

なお、調査の結果判明した事実が、実施機関が保有する個人情報とも請求内容とも異なる場合は、請求を拒否することとなるが、別途、職権により訂正することとなる。

2　「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」とは、訂正等は当該保有個人情報を保有する実施機関が、その利用目的の達成に必要な範囲内で行うものであり、例えば、利用目的が過去のある時点のデータを記録している場合には、最新の情報への訂正までを義務付けるものではない。

第32条(訂正請求に対する措置)

第32条　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、訂正請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　本項は、実施機関は、訂正請求があった個人情報の全部又は一部の訂正をする決定をした場合には、その内容等を訂正請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

個人情報の全部又は一部の訂正を決定した場合の具体的な訂正方法は、個人情報が記録されている媒体に応じ、実施機関が適切と認める方法で行うこととなる。

訂正の方法としては、次のものが考えられる。

(1) 誤っていた個人情報を完全に消去し、新たに記録する方法

(2) 誤っていた個人情報の上に二本線を引き、余白部分に朱書き等で新たに記載する方法

(3) 個人情報が誤っていた事実及び正確な内容を別紙に記載し、添付する方法

訂正は、請求を受けた実施機関が、保有する個人情報の正確性を確保する観点から行うものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた実施機関が保有する個人情報自体である。

したがって、訂正がなされる前の当該個人情報に基づいて既になされた行政行為(処分)の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

2　「書面」とは、規則第11条第1項に規定する個人情報訂正決定通知書（様式第11号）をいう。

3　実施機関が、訂正請求に基づき個人情報の訂正を決定した場合、当該決定の前に当該個人情報と同一の個人情報の提供を受けた者において、誤ったままの個人情報が使われるおそれがある。

このため、実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報を提供したものに、当該決定をした旨及び訂正の内容等の通知を行うことが適当である。

第2項関係

1　本項は、実施機関は、訂正請求があった個人情報の全部又は一部の訂正をしない決定をした場合には、その旨を訂正請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

2　非訂正決定又は部分訂正決定をした場合に、義務付けはされてないが、その理由を示すものとする。これは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、当事者が争訟を提起するのに便宜なこと等を意図したものであり、実施機関は訂正しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載するとともに、審査請求の教示をする必要がある。

3　「書面」とは、規則第11条第2項に規定する個人情報非訂正決定通知書（様式第12号）をいう。

【行政手続条例】

（理由の提示）

第8条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【個人情報保護条例施行規則】

（個人情報訂正決定通知書等）

第11条　条例第32条第1項に規定する書面は、個人情報訂正決定通知書（様式第11号）とする。

2　条例第32条第2項に規定する書面は、個人情報非訂正決定通知書（様式第12号）とする。

第33条(訂正決定等の期限)

第33条　前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、訂正決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「前条各項の決定」とは、実施機関が訂正を求められた内容が事実であるかどうかを判断した上、訂正請求に係る個人情報を請求内容どおり訂正する旨の決定（訂正決定)、訂正請求に係る個人情報の一部を請求内容どおり訂正する旨の決定（部分訂正決定）及び個人情報の訂正しない旨の決定（非訂正決定）のいずれかの決定をすることをいう。

2　「訂正請求があった日」とは、訂正請求の宛先である実施機関の訂正請求の受付を担当する窓口（情報プラザ）に、訂正請求書が到達した日を指す。

3　「30日以内にしなければならない」とは、訂正請求があった日を第1日目として起算し、30日目が期間の満了日となる。30日目が市の休日に当たる場合は、その翌日が期間の満了日となる。(みよし市の休日を定める条例第2条参照)

4　第1項ただし書については、第17条第3項及び第23条第1項【解釈及び運用】を参照

第2項関係

1　「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が30日以内に訂正決定等をするよう努力しても、その期間内に訂正決定等をすることができない次のような場合をいう。

(1) 訂正請求があった個人情報の種類若しくは量が多く、又はその内容が複雑であり、期間内に事実を確認し、訂正について決定することが困難である場合

(2) 年末年始など休日が連続することにより、処理時間が確保できない場合

(3) 天災等の発生、突発的な業務量の増大、緊急を要する業務の処理などにより、処理時間が確保できない場合

(4) 検査等のため国又は県に提出しており、訂正請求があった個人情報の内容が確認できない場合

2　「30日以内に限り延長することができる」とは、原則的な処理期限である30日を最高60日まで延長することができるという意味である。

この期間延長は、延長が必要な場合、常に30日延長するのではなく、必要最小限の範囲で延長しなければならない。

また、訂正請求があった日から起算して60日以内の範囲であれば、正当な理由がある限り、再度の延長は認められる。この場合には、改めて延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3　「速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、申請者の求めに応じ、申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続条例第9条に定められているところであるが、本条例では、期限を延長する場合には、必ず通知

しなければならないこととしている。

「速やかに」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、原則的な期限である訂正請求のあった日から起算して30日以内に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは訂正決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」としては期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

4　「書面」とは、規則第12条に規定する個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第13号）をいう。

5　第2項の規定による期間延長と次条の規定による期限の特例とは、併用することはできない。実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに訂正決定等に要する期間を把握し、60日以内に訂正請求に係る行政文書のすべてについて訂正決定等をすることができるかどうかを確認し、できないと判断した場合には、当初から次条の規定を適用することとなる。

【個人情報保護条例施行規則】

（訂正請求に対する決定期間延長通知書）

第12条　条例第33条第2項に規定する書面は、個人情報訂正請求に対する決定期間延長通知書（様式第13号）とする。

第34条(訂正決定等の期限の特例)

第34条　実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 訂正決定等をする期限

【趣旨】

この条は、訂正の請求に対する決定についても期間の特例延長ができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　実施機関が本条の規定を適用しようとするためには、次の要件をすべて満たす必要がある。

(1) 訂正の請求に係る個人情報が記録された行政文書の件数若しくは量が多量であること又は検索に著しく日時を要すること。

(2) 訂正の請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて訂正をする旨又はしない旨の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること。

2　「同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」とは、訂正の請求があった日から起算して30日以内に請求者に対し、この条の規定を適用する旨及びその理由並びに60日以内に決定できない残りの個人情報について訂正する旨又は訂正しない旨の決定する期限を書面で通知しなければならないものとする。

請求者に対する通知は、規則第13条に規定する決定期間特例延長通知書（様式第14号）により行うものとする。

3　実施機関が本条の規定を適用した場合には、訂正の請求があった日から起算して60日以内に、訂正の請求に係る個人情報のうちの相当の部分について訂正をする旨又はしない旨の決定をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正をする旨又はしない旨の決定をすれば足りることになる。

4　60日以内とは、前条第1項で規定する期間（30日以内）と前条第2項で規定する訂正をする旨又はしない旨の決定を延長することができる期間（30日以内）を合算した期間であり、同項で認められている決定期間の最大限の延長をしてもなお、当該請求への対応が事務の遂行に著しい支障を生じさせる場合に適用するという趣旨である。

5　本条の適用は、訂正の請求に係る個人情報が著しく大量である場合又は訂正の請求に係る個人情報の検索に著しく日時を要する場合に限られるので、その他の理由（例えば、訂正の請求に係る個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要する場合等）により30日以内に決定ができない場合は、最大延長期間の60日以内に決定する必要がある。

【個人情報保護条例施行規則】

(訂正請求に対する決定期間特例通知書)

第13条　条例第34条に規定する書面は、個人情報訂正請求に対する決定期間特例通知書（様式第14号）とする。

第35条(保有個人情報の提供先等への通知)

第35条　実施機関は、第32条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。 (1)　保有個人情報（情報提供等記録を除く。）　当該保有個人情報の提供先 (2)　情報提供等記録　総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）

【趣旨】

この条は、個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をした場合において、必要がある場合には、当該個人情報を提供したものに訂正の内容を通知する必要があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　実施機関が、訂正請求に基づき個人情報の訂正を決定した場合、当該決定の前に当該個人情報と同一の個人情報の提供を受けた者において、誤ったままの個人情報が使われるおそれがある。

このため、実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報を提供したものに、当該決定をした旨及び訂正の内容等の通知を行うことが適当である。

2　保有個人情報の提供先等への通知は、規則第14条に規定する個人情報訂正通知書（様式第15号）により行うものである。

3　この条は、保有個人情報の提供先等への通知を規定したものであるが、訂正請求に係る保有個人情報を実施機関内部の別の所属で利用している場合においても、必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該所属に対して連絡するものとする。

4　情報提供等記録の情報は他機関に提供するものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要があることから、その旨を規定するものである。

第3節　利用停止

第36条(利用停止請求権)

第36条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（第29条第1項各号に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第4条、第5条若しくは第6条の規定に違反して取得されているとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

2　何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第29条第1項各号に掲げる保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)　当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第12条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2)　番号法第19条の規定に違反して提供されているとき　当該保有特定個人情報の提供の停止

3　代理人は、本人に代わって前2項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。ただし、法定代理人が行った利用停止請求に対して本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

4　利用停止請求は、保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条から第39条までにおいて同じ。）の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

【趣旨】

この条は、開示を受けた自己に関する個人情報が第3条（保有の制限）に違反して保有されたと認めるとき、又は第4条（適正な取得）、第5条（本人取得の原則）若しくは第6条（思想等に関する情報の取得の制限）に違反して取得されていると認めるとき、第12条（利用及び提供の制限）に違反して利用及び提供されていると認めるときは、その消去又は利用若しくは提供の停止を請求することができることを明らかにしたものであり、個人の権利利益を保護するため、開示請求及び訂正請求と同様に、条例上の権利として創設したものである。

【解釈及び運用】

第1項・第2項関係

1　「自己を本人とする保有個人情報」及び「自己を本人とする保有特定個人情報」とは、利用停止請求の対象となる保有個人情報であり、第29条第1項かっこ書きで規定されているように同条第1項各号に掲げる開示を受けた保有個人情報である。

2　「第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、保有する情報の内容や対象者の範囲等が利用の目的を達成するために必要な範囲を超えて保有している場合をいう。

3　「第4条、第5条若しくは第6条の規定に違反して取得されているとき」とは、次の場合をいう。
(1) 適法な方法によらずに個人情報を取得した場合(第4条)
(2) 本人から取得するべき個人情報を本人以外から収集した場合(第5条)
(3) 取得が禁止されている個人情報を法令等の規定に基づくときなど適用除外に該当する場合以外に取得した場合(第6条)

4　「利用の停止」とは、その保有個人情報の利用をやめることである。

5　「消去」とは、その保有個人情報を消すことである。ここでいう「消去」と訂正請求の際の「削除」との相違については、訂正の延長で間違っている当該部分だけを消すのが「削除」であり、情報そのものをすべて消し去ってしまうのが「消去」として使い分けている。

6　「第12条第1項及び第2項の規定に違反して」とは、目的外利用・提供できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供している場合をいう。

7　「第12条の2の規定に違反して利用されているとき」とは、目的外利用できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的に保有特定個人情報を利用している場合をいう。

8　「番号法第20条の規定に違反して」とは、番号法第19条各号のいずれにも該当しない場合であるにもかかわらず、保有特定個人情報が収集され、若しくは保管されている場合をいう。

9　「番号法第28条の規定に違反して」とは、保有特定個人情報が個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて作成された特定個人情報ファイルに記録されている場合をいう。

10　「番号法第19条の規定に違反して」とは、番号法第19条各号のいずれにも該当しない場合であるにもかかわらず、保有特定個人情報が提供されている場合をいう。

第3項関係

この項の解釈については、訂正請求の場合（第29条第2項参照）と同様である。

第4項関係

この項の解釈についても、訂正請求の場合（第29条第3項参照）と同様である。

第37条(利用停止請求の手続)

第37条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3　実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

この条は、自己の個人情報の利用停止等請求をする場合の具体的な手続等を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

この項の解釈については、訂正請求の場合（第30条第1項）と同様である。

第2項関係

この項の解釈については、訂正請求の場合（第30条第2項）と同様である。

第3項関係

この項の解釈についても、訂正請求の場合（第30条第3項）と同様である。

第38条(保有個人情報の利用停止義務)

第38条　実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

この条は、個人情報の利用停止請求があった場合、実施機関は必要な調査を行い、利用停止請求に理由があると認めるときは、利用停止をすべき義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　利用停止を認めるに相当な違法性の程度は、個人情報の性質、収集又は利用若しくは提供の実態等により異なると考えられる。このため、個人の権利利益保護の必要性と行政目的の実現という公共の利益との調整の観点から総合的に判断する必要がある。

すなわち、実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることより、例えば、当該請求者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがあるとき、利用停止によって事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、その他利用停止をしないことについて正当な理由があるときは、それらを総合的に判断した上で、なお当該個人の権利利益を保護することに「理由があると判明したとき」に、当該個人情報の利用停止を行うこととなる。

2　利用停止請求は、当該請求に係る個人情報についてのみ及ぶものであり、実施機関はその限りにおいてのみ利用停上の義務を負うものである。しかし、同様の違法な収集又は利用者しくは提供が他の個人情報についても行われているときは、やはり条例違反の状態が生じているのであり、条例を遵守する義務のある実施機関としては、他の個人情報についても自主的に利用停上の措置をとるべきである。

3　利用停止請求を有意義なものとなるためには、実施機関としては利用停止決定がなされるまでは、特に当該請求者の権利利益を保護する必要があると考えられる場合には、当該個人情報の一時的な利用停止の措置をとらなければならない。

第39条(利用停止請求に対する措置)

第39条　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2　実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、利用停止請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　本項は、実施機関は、利用停止請求があった個人情報の全部又は一部の利用停止をする決定をした場合には、その内容等を利用停止請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

2　消去の方法としては、次のものが考えられる。

(1) 消去すべき個人情報が記録された部分を黒塗りする。この場合、余白に利用停止請求により消去した旨及び消去した年月日を記載するなど、消去の経過を明らかにしておく。

(2) 消去することとした個人情報が当該行政文書のすべてである場合には、消去すべき個人情報が記録された行政文書を廃棄、焼却する。

(3) 消去することとした個人情報が電磁的記録に記録されている場合には、当該電磁的記録の該当する部分について、完全に消去する。

3　利用又は提供の停上の方法としては、利用停止請求に係る個人情報の内容、記録媒体等に応じ、当該個人情報の廃棄若しくは消去、収集の中止、利用・提供の中止等を行うこととなる。

また、利用・提供先に対する当該個人情報についても、廃棄等の依頼を行う必要がある。

第2項関係

1　本項は、実施機関は、利用停止請求があった個人情報の全部又は一部の利用停止をしない決定をした場合には、その旨を利用停止請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

2　非利用停止決定又は部分利用停止決定をした場合には、その理由を示すものとする。これは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、当事者が争訟を提起するのに便宜なこと等を意図したものであり、実施機関は利用停止しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載するとともに、審査請求の教示をする必要がある。

【行政手続条例】

(理由の提示)

第8条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【個人情報保護条例施行規則】

(個人情報利用停上決定通知書等)

第16条　条例第39条第1項に規定する書面は、個人情報利用停止決定通知書（様式第17号）とする。

2　条例第39条第2項に規定する書面は、個人情報非利用停止決定通知書（様式第18号）とする。

第40条(利用停止決定等の期限)

第40条　前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、利用停止決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　本項は、利用停止決定等は原則として30日以内に行わなければならないことを定めたものである。

2　「前条各項の決定」とは、実施機関が利用停止を求められた内容が事実であるかどうかを判断した上、利用停止請求に係る個人情報を請求内容どおり利用停止する旨の決定（利用停止決定)、利用停止請求に係る個人情報の一部を請求内容どおり利用停止する旨の決定（部分利用停止決定）及び個人情報の利用停止しない旨の決定（非利用停止決定)のいずれかの決定をすることをいう。

3　「利用停止請求があった日」とは、利用停止請求の宛先である実施機関の利用停止請求の受付を担当する窓口（情報プラザ）に、訂正請求書が到達した日を指す。

4　「30日以内にしなければならない」とは、利用停止請求があった日を第1日目として起算し、30日目が期間の満了日となる。30日目が市の休日に当たる場合は、その翌日が期間の満了日となる。(みよし市の休日を定める条例第2条参照)

5　「第37条第3項の規定により補正を求めた場合」には、当該補正に要した日数は、30日の期間に算入されない。

6　第1項ただし書については、第17条第3項及び第23条第1項【解釈及び運用】を参照

第2項関係

1　「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が30日以内に利用停止決定等をするよう努力しても、その期間内に利用停止決定等をすることができない次のような場合をいう。

(1) 利用停止請求があった個人情報の種類若しくは量が多く、又はその内容が複雑であり、期間内に事実を確認し、利用停上について決定することが困難である場合

(2) 年末年始など休日が連続することにより、処理時間が確保できない場合

(3) 天災等の発生、突発的な業務量の増大、緊急を要する業務の処理などにより、処理時間が確保できない場合

(4) 検査等のため国又は県に提出しており、利用停止請求があった個人情報の内容が確認できない場合

2　「30日以内に限り延長することができる」とは、原則的な処理期限である30日を最高60日まで延長することができるという意味である。

この期間延長は、延長が必要な場合、常に30日延長するのではなく、必要最小限の範囲で延

長しなければならない。

また、訂正請求があった日から起算して60日以内の範囲であれば、正当な理由がある限り、再度の延長は認められる。この場合には、改めて延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 「速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、申請者の求めに応じ、申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続条例第9条に定められているところであるが、本条例では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

「速やかに」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、原則的な期限である利用停止請求のあった日から起算して30日以内に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは利用停止決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」としては期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

4 「書面」とは、規則第17条に規定する個人情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書（様式第19号）をいう。

5 第2項の規定による期間延長と次条の規定による期限の特例とは、併用することはできない。実施機関は、利用停止請求があったときは、速やかに利用停止決定等に要する期間を把握し、60日以内に利用停止請求に係る行政文書のすべてについて利用停止決定等をすることができるかどうかを確認し、できないと判断した場合には、当初から次条の規定を適用することとなる。

【個人情報保護条例施行規則】

（利用停止請求に対する決定期間延長通知書）

第17条　条例第40条第2項に規定する書面は、個人情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書（様式第19号）とする。

第41条(利用停止決定等の期限の特例)

第41条　実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限

【趣旨】

この条は、利用停上の請求に対する決定について、期間の特例延長ができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　実施機関が本条の規定を適用しようとするためには、次の要件をすべて満たす必要がある。

(1) 利用停上の請求に係る個人情報が記録された行政文書の件数若しくは量が多量であること又は検索に著しく日時を要すること。

(2) 利用停上の請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて利用停止をする旨又はしない旨の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあること。

2　「同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」とは、利用停上の請求があった日から起算して30日以内に請求者に対し、この条の規定を適用する旨及びその理由並びに60日以内に決定できない残りの個人情報について利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定する期限を書面で通知しなければならないものとする。

請求者に対する通知は、規則第18条に規定する決定期間特例延長通知書（様式第20号）により行うものとする。

3　実施機関が本条の規定を適用した場合には、利用停上の請求があった日から起算して60日以内に、利用停上の請求に係る個人情報のうちの相当の部分について利用停止をする旨又はしない旨の決定をし、残りの個人情報については相当の期間内に利用停止をする旨又はしない旨の決定をすれば足りることになる。

4　60日以内とは、前条第1項で規定する期間（30日以内）と前条第2項で規定する利用停上をする旨又はしない旨の決定を延長することができる期間（30日以内）を合算した期間であり、同項で認められている決定期間の最大限の延長をしてもなお、当該請求への対応が事務の遂行に著しい支障を生じさせる場合に適用するという趣旨である。

5　本条の適用は、利用停上の請求に係る個人情報が著しく大量である場合又は利用停止の請求に係る個人情報の検索に著しく日時を要する場合に限られるので、その他の理由（例えば、利用停止の請求に係る個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要する場合等）により30日以内に決定ができない場合は、最大延長期間の60日以内に決定する必要がある。

【個人情報保護条例施行規則】

(利用停止請求に対する決定期間特例通知書)

第18条　条例第41条に規定する書面は、個人情報利用停上請求に対する決定期間特例通知書（様式第20号）とする。

第4節　審査請求

第42条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第42条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

この条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求についての不作為に係る審査請求については、行政不服審査法の審理員による審理の適用を除外する規定である。

【解釈及び運用】

1　行政不服審査法第 9 条第 1 項では「・・・審査請求がされた行政庁は、審査庁に所属する職員のうちから第 3 節に規定する審理手続を行う者を指名する・・・」と規定している。また、ただし書において「・・・条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合・・・は、この限りでない。」と規定している。

本市においては、個人情報保護制度に関する審査請求について審理員制度を採用せず、従来どおり審査会が実質審理を行い、実施機関が最終的な結論を裁決する方式を採用する。このため、行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書を適用するための「特別の定め」をしたものである。

2　行政不服審査法に審理員による審理を行うことが定められた趣旨は、処分に関与していない者により、当該処分の妥当性を客観的に判断するためである。これにより、処分庁が審査庁となる場合であっても、処分の妥当性の判断について、一定の客観性を確保することを目指したものである。

3　行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の適用について総務省では、行政不服審査制度の見直し方針（平成 25 年 6 月 21 日総務省）の中で「行政不服審査法に基づく手続の特例等を定める個別法については・・・行政不服審査法と同等以上の手続保障の水準を確保することを基本として、各個別法の趣旨を踏まえ、必要な規定の整備を行うことが適当である。」と述べており、行政不服審査法の求める手続保障の水準を確保することが、条例に行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の適用を除外する特別の定めをする条件と考えられる。

行政不服審査法の求める手続保障の水準とは、具体的には①処分に関与しない者が審理することにより公正性を確保すること②第三者機関による点検を行うことでその後の裁決の客観性・公正性を高めることといえる。

審査会の審査は実施機関から独立して行われており、その答申を公表し、実施機関がその答申を踏まえつつ最終的な判断を行う仕組みは、審査請求のより客観的で合理的な解決を図るとともに、その判断の内容及び過程の透明性を高め、行政に対する市民の信頼を確保する上でも有効と考えられる。

これらのことから、本市では、個人情報保護制度に関する審査請求については行政不服審査法に基づく審理員制度を採用せず、従来どおりの制度を選択した。

4　改正された行政不服審査法が施行されても、これまでと同様、処分を行った実施機関（病院事業管理者を除く実施機関がした処分にあっては当該実施機関、病院事業管理者がした処分にあっては市長）が審査庁となり、審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決をすることとなる。

第43条(審査会への諮問)

第43条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1)　審査請求が不適法であり、却下する場合

(2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3　第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2)　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

この条は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、実施機関に対して行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合に、原則として実施機関は審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないこと及び諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問をした旨を審査請求人等の関係者に通知する義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　「審査請求があったとき」とは、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、当該決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、同法により、処分庁の直近上級行政庁を審査庁としてに対する審査請求をすることができる。実施機関が当該決定等を行った場合には、病院事業管理者を除く実施機関がした処分にあっては当該実施機関、病院事業管理者がした処分にあっては市長が審査庁となる。

この審査請求としては、請求者が当該決定等の取り消しを求める審査請求を起こすことが典型であるが、請求者以外の第三者の個人情報が含まれた個人情報について開示決定された場合に、当該第三者が開示決定の取り消しを求める審査請求を起こすときを含む。

2　「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、審査請求を受けた実施機関を意味する。

審査請求の審査は、行政不服審査法に基づき、審査請求を受けた実施機関が行うものであるが、本条例においては、当事者である実施機関の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、開示決定等に対する審査請求があったときは、審査会に対する諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととした。

ただし、審査会に諮問させる必要性がない場合として、第1項第1号から第4号のケースを諮問義務の例外として掲げている。

審査請求を受けた実施機関は、審査会に諮問する前に第1項第1号から第4号までの該当性を判断する必要がある。また、審査会の調査手続は書面を中心に行われるものであるから、審議が効率的に行われるようにするため、実施機関は、諮問に際し、審査請求に対する考え方やその理由を記載した書面その他必要な資料を審査会に提出するべきである。したがって、実施機関は、行政不服審査法に基づき、必要と認める調査を行った上で、遅滞なく審査会に諮問することとなる。

実施機関は、審査会の答申を受けた後、審査請求に対する裁決を行うことになる。実施機関が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、審査会制度を設けた趣旨にかんがみ、当然尊重されるべきものである。

3 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下する場合を意味する。審査請求が不適法であることが客観的に明らかなため、本案の審理を拒否する旨の判断をする場合である。

本号に該当するケースとしては、例えば、次のような場合があるが、このようなケースについては、第三者の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

(a) 審査請求が審査請求期間（原則として、「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条参照）の経過後にされたものであるとき。

(b) 審査請求をすべき行政庁を誤ったものであるとき。

(c) 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。

(d) 存在しない開示決定等についての審査請求であるとき。

(e) 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式上の不備がある審査請求であるとき。

4 「当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、実施機関が不開示決定を決定で取り消し又は変更し、全部を開示することとする場合をいい、開示請求者が審査請求人である場合には、当該審査請求人にとっては請求の内容が満たされることになり、審査請求を継続する必要がないことから、諮問する義務を免除したものである。

第3号の訂正決定等及び第4号の利用停止等決定等の場合についても、同趣旨である。

5 「当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く」のは、当該開示決定等に反対意見書が出されている場合には、実施機関が当該開示決定等を取り消し又は変更し、全部を開示することは、反対意見書を提出したものの権利利益を侵害するおそれがあるため、諮問する必要があるためである。

第2項関係

この項は、諮問する際の手続として、弁明書の写しを添えて行うことを定めたものである。

実施機関は、審査会に諮問するときは、処分の内容及び理由を記した弁明書を作成し（行政不服審査法第29 条第2項）、当該弁明書の写しを添えて諮問しなければならない。

第3項関係

1 「審査請求人」には、①開示請求をした者、訂正請求をした者又は利用停止請求をした者本人のほか、②開示請求をした者への開示決定若しくは部分開示決定に対して、自己に関わる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者が含まれることに留意する必要がある。

なお、第三者の範囲については第25条参照。

2　「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定により、申請に基づき又は職権で不服審査手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。参加には、審査庁の許可を要する。

3　第3号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定である。したがって、開示請求者に対してなされた開示決定（全部開示決定及び部分開示決定）に対して、自己に関する個人情報が記載されている第三者が当該決定に審査請求をした場合に適用される。なお、開示請求者が審査請求を行い、又は不服審査手続に参加していれば、本号ではなく、第1号で通知される。

4　「反対意見書を提出した第三者」とは、開示請求に係る個人情報に、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者には意見書を提出する機会が与えられる（第25条）。当該第三者が意見書を提出した場合には、当該第三者は審査会に諮問がなされた旨通知を受けるというものである。主には、請求者が不開示決定又は部分開示決定を受けて審査請求をした場合が想定できる。意見書を提出している場合でも、開示決定等に対して審査請求をしていたり、既に不服審査手続に参加している場合には第1号により通知される。

【個人情報保護条例施行規則】

（審査会に諮問した旨の通知）

第19条　条例第43条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第21号）により行うものとする。

第44条(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第44条　第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

この条は、審査請求に対する裁決と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置くことなどにより、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。

【解釈及び運用】

1　本条各号のいずれかに該当する場合には、第25条第3項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決した旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる(行政不服審査法第51条)ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

2　「開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決」とは、開示決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合を指す。

処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利又は利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る行政文書に自己の情報が記録されている第三者であって当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。逆に言えば、そのような開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。

3　「審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する」とは、審査請求を受けた実施機関が、行政文書の全部又は一部の不開示決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合を指す。

「変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条本文の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決を指す。

当該行政文書の一部についてのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする裁決も含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。

「(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)」とは、第三者が参加人として、不服審査手続において、審査庁又は審査会に対し、行政文書の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。

原処分を行う過程で第三者が反対意見書を提出している場合であっても第43条の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

本号が適用されるのは、第三者が不服審査手続において開示に反対している場合に限られ、第25条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは、次の理由によるものである。

(a) 反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起した場合であれば、本条第1号が適用されること。

(b) 開示請求者が審査請求を提起した場合は、反対意見書を提出した第三者には、第43条の規定により諮問をした旨の通知がなされるので、参加人として参加し、不服審査手続において反対の意思を表示する機会は保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであつて、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること。

開示決定等を取り消す裁決については、処分庁において、再度開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、第25条第3項が直接適用される。

なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の不服審査手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第25条第3項規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨にかんがみ、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

第4章　雑則

第45条(適用除外等)

第45条　この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査情報並びに事業所母集団データベースに含まれる保有個人情報 (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る保有個人情報 (3) 愛知県統計調査条例（昭和26年愛知県条例第10号）第2条に規定する統計調査によって集められた保有個人情報 2　保有個人情報（みよし市情報公開条例第7条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

【趣旨】

この条は、統計法等に基づく統計調査に係る保有個人情報などについては、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

1　統計法等に基づく統計調査により集められた保有個人情報については､次に掲げる理由により、この条例の適用除外としたものである。

(1) 統計調査により集められた保有個人情報は、集計後は個人が識別できない形で利用され、又は提供されていること。

(2) 調査票等については、統計法等において、個人の秘密の保護、目的外利用の禁止、適正な管理などの個人情報の保護等の仕組が既に存在しており、その体系に従った一体的な管理運営がなされていること。

2　「統計法に基づく基幹統計調査及び一般統計調査」(第1号) とは、国若しくは地方公共団体が作成する統計のうち重要なものについて総務大臣が指定したもの又は行政機関が行う統計調査であって総務大臣の承認を受けたものをいう。(例:国勢調査、農林業センサス、工業統計調査等)

3　「愛知県統計調査条例第2条に規定する統計調査」(第2号) とは、県が行う統計調査(統計法に基づく基幹統計調査を除く。)をいう。(例:愛知県人口動向調査)

第2項関係

この項は、所掌事務遂行のために集めた「入力前の調査票（アンケート）・申告書」など個人情報が、未整理のままで著しく大量にダンボール箱等に保管されているような場合を想定しており、このような場合は、開示請求等に対する当該保有個人情報の検索自体に多くの時間と労力を要し､通常業務に影響が生じることが明らかであることから､そのような場合は、第4章の規定（開示、訂正及び利用停止）の適用については、元々実施機関に保有していなかったものとする取扱いにしたものである。ただし、これらの保有個人情報については、適切に取り扱うべき個人情報であることには違いがないので、条例の他の章は適用されるものである。

【統計法】

（定義）

第2条

4　この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一　第五条第一項に規定する国勢統計

二　第六条第一項に規定する国民経済計算

三　行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ　全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ　民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ　国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5　この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　行政機関等がその内部において行うもの

二　この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三　政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

6　この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7　この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

【愛知県統計調査条例】

（定義）

第二条　この条例において「県統計調査」とは、県が、その施策を企画立案し、又はこれを実施する上において重要な統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　県がその内部において行うもの

二　統計法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの

三　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として行うもの及び行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの

四　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第五号に規定する事務に関して行うもの

第46条(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第46条　実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

この条は、この条例の円滑な運用を確保するために行政文書の検索に必要な資料の整備等、開示請求等をしようとする者の利便を考慮した措置を講ずることを実施機関に義務付けたものである。

【解釈及び運用】

1　「保有個人情報の特定に資する情報の提供」とは、開示請求等をしようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することを意味する。開示請求等の手続について定めた第17条第1項、第30条第1項又は第37条第1項では、請求者は、実施機関に対し、請求書を提出することとされており、当該請求書には必要的記載事項として「行政文書の名称その他の開示請求等に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載することとされている。しかし、市民一般にとって、自分の知りたい事柄に関する情報が開示請求等をしようとする実施機関においてどういう形で記録されているかを知ることは容易でないことが想定される。

このため、請求者がその請求前において、容易かつ的確に行政文書を特定できるようにするため、実施機関に対し、開示請求等をしようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行う旨を定めたものである。

なお、請求書に、「開示請求等に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分なときは、実施機関は、請求者に対し、その補正を求めることができることとされているが、その際、実施機関は、補正の参考となる情報を提供するよう努めることとされている。

2　「その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」とは、行政文書の特定に資する情報の提供以外の、請求者の利便を考慮した措置としては、請求窓口の整備、開示請求等に係る手続等の教示・案内窓口の整備等が考えられる。

第47条(苦情の処理)

第47条　実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣旨】

この条は、個人情報の取扱いに伴う各種の苦情について、実施機関が適切かつ迅速に処理するよう定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「実施機関は、…苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない」とは、個人情報の取扱いについては、住民等から種々の照会とともに、保有個人情報の利用・提供あるいは開示・不開示等に係る苦情など実施機関の個人情報の取扱いに関する各種の苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理の制度によって解決を図ることが適当なものが多いと考えられる。これらの苦情の処理については、各実施機関の責任に委ねられており、苦情の多くは各実施機関における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず各実施機関の責任において適切かつ迅速な処理に努めることが適当であるという趣旨である。

2　「個人情報の取扱いに関する苦情」とは、個人情報の保有制限、取得の制限、利用及び提供の制限並びに開示、訂正及び利用停止の請求に係る苦情その他実施機関における個人情報の取扱いに関する一切の苦情をいう。

第48条(市内の事業者等への支援)

第48条　市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を市長が講ずるよう努めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　本条は、個人情報の適正な取扱いは、市のみならず、市民、事業者等の自主的な活動によって確保されるべきものであり、これらの主体に対する支援に必要な措置を講ずべき旨を明らかにしたものである。

2　「市内の事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。具体的には、市内に本店、支店、営業所、出張所、工場その他社会的、経済的活動等を営む拠点を有する個人及び法人その他の団体がある。

3　「市民」とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者等をいう。

4　「支援に必要な措置」とは、個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者向けの指針の周知、関係法令の内容の周知、苦情の申出先の情報提供等をいう。

第49条(苦情の処理のあっせん等)

第49条　市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、事業者における個人情報の取扱いに関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、必要な措置を講ずることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「事業者と本人との間に生じた苦情」は、基本的には私人間の問題であり、当事者間での事実上の対応等により解決し得る場合も多いと考えられることから、できる限り当事者間による自主的な取り組みを通じて行われるよう配慮する必要がある。

2　本条の苦情相談は、事業者が市内で行う個人情報の取扱い全般にわたるものであり、また、その相談者には制限はない。

3　苦情相談の方法は、書面でも口頭でもよく、その形式は問わないものである。

4　「苦情の処理のあっせんその他」とは、市が直接的に苦情の処理を行うものではなく、苦情の処理に関し必要な情報提供や助言を行うこと、処理を担当すべき機関を紹介し、又は当該機関にあっせんすること等の措置をいう。

5　苦情相談はみよし情報プラザにおいて行うが、苦情相談に応じるために必要なときは、関係の室課等に協力を求めるものとする。

第50条(関係法人等の個人情報保護)

第50条　市が出資している法人等のうち市長が規則で定めるものは、この条例の趣旨に沿って当該法人等が保有する個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、市が出資している法人等のうち市長が規則で定めるものは、条例の趣旨に沿った個人情報の保護に努めるべきこと及び市長は出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう必要な措置を講ずるよう指導に努めるべきことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　市が出資している法人等については、市が出資等を行う法人等のうち、その事業内容が市行政と密接な関連を有し、市行政の補完的・代行的な機能を果たしているなど実施機関に準じた公共性があり、その事業の実施に伴う個人情報の取扱いについても、実施機関に準じて適切な保護措置を講ずるべきものとして市長が定めるものをいう。

2　「市が出資している法人等のうち市長が規則で定めるもの」とは、規則第20条に定める3団体をいう。

3　「この条例の趣旨に基づき当該法人等が保有する個人情報の保護のために必要な措置」とは、本条例に基づき個人情報の保護を図るために実施機関の保護措置を参考に、個人情報の保護のための規定を設けたり、個人情報の保護の重要性を所属職員に認識させる研修を行う等、事業内容から勘案して必要と思われる保護措置をいう。

【個人情報保護条例施行規則】

(関係法人等)

第20条　条例第50条の市長が規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) みよし市土地開発公社

(2) みよし市給食協会

(3) みよし市体育協会

第51条(国、独立行政法人等又は他の地方公共団体との協力)

第51条　市長は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に協力を要請し、又は国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

【趣旨】

この条は、事業者の事業活動が広域的に展開されることから、個人情報の保護のためには、本市のみならず国や他の地方公共団体と共に協調していくことが不可欠である。

そこで、事業者の行う個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請すること等を定めるものである。

【解釈及び運用】

1　「必要があると認めるとき」とは、事業者の活動は、市内にとどまらず展開されることもあるのに対し、条例の効力には地域的な限界があることから、効果的に個人の権利利益の保護を図るため、本市から国や他の地方公共団体に協力を要請する必要がある場合や、本市に対する国や他の地方公共団体からの要請に応ずる必要がある場合をいうものである。

2　「協力を要請し」とは、国に対しては、事業者団体に対する行政指導等を求めることをいい、地方公共団体に対しては、当該地方公共団体の区域内に事務所又は事業所を有する事業者に対する調査、不適正行為等の是正指導のほか、個人情報の保護に関する情報の交換、提供などを求めることをいう。

3　「協力の要請に応ずるもの」とは、国から事業者又は事業団体について情報の交換、提供を要請される場合、また、他の地方公共団体から本市に事務所又は事業所を有して活動を行う事業者に関して情報の交換、提供及び調査を要請される場合等においては、応じるものとする。

第52条(施行の状況の公表)

第52条　市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。 2　市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

この条は、条例の実施状況の公表に関する市長の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

1　市長は条例の実施状況を把握するとともに、これを広く周知させることによって本条例の適正な利用及び個人情報保護制度の健全な発展を推進することを定めたものである。

2　本条による実施状況の公表事項は、次のとおりである（施行規則第21条)。

(1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

(2) 前号に規定する請求に対する決定の状況

(3) 審査請求の状況

(4) その他必要な事項

3　公表は次の方法により行うものとする。

(1) 広報みよしに掲載

(2) 市ホームページに掲載

(3) みよし情報プラザでの一般利用

第53条(資料の提出及び説明の要求)

第53条　市長は、前条第1項に定めるもののほか、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、実施機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

【趣旨】

この条は、市長は、この条例の目的を達するため必要があると認めるときは、事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「前条第1項に定めるもの」とは、この条例の施行の状況の公表をいう。(第52条第1項)

2　「この条例の目的を達成する」とは、第1条で掲げた目的である「市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護する」ことを達成することをいう。

第54条(意見の陳述)

第54条　市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、実施機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。

【趣旨】

この条は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市長は実施機関に対し、意見を述べることができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「この条例の目的」とは、第53条の「この条例の目的」と同義である。

2　「個人情報の取扱いに関し意見を述べる」とは、市長は、この条例の施行状況全般について、その適合性等を確保する観点から、実施機関に対し意見を述べることができることを規定したものである。

第55条(委任)

第55条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則又は規程で定める。

【趣旨】

この条は、この条例の施行に関し必要な事項の規則又は規程への委任について定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「実施機関が規則又は規程で定める」とは、本条例の対象となる実施機関は第2条第1号に定める市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者の9機関であるが、各実施機関がそれぞれ規則、規程等により規定することを定めたものである。

2　「条例の施行に関し必要な事項」とは、個人情報取扱事務登録簿、個人情報開示請求書、個人情報開示決定通知事等の諸様式等本条例を施行するために必要な手続的、細目的事項をいう。

【関係規則等】

みよし市個人情報保護条例施行規則（平成15年三好町規則第21号）
みよし市教育委員会個人情報保護規則（平成15年教委規則第4号）
みよし市選挙管理委員会個人情報保護規程（平成15年選管告示第69号）
みよし市公平委員会個人情報保護規則（平成22年公委規則第10号）
みよし市監査委員個人情報保護規程（平成15年監委告示第6号）
みよし市農業委員会個人情報保護規程（平成16年農委規程第1号）
みよし市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程（平成15年固委告示第2号）
みよし市議会個人情報保護規程（平成15年三好町議会規程第1号）
みよし市病院事業個人情報保護規程（平成19年病管規程第7号）

第5章　罰則

第56条

第56条　実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

この条は、職員等又は受託業務従事者等が個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを正当な理由なく提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

1　一般職の地方公務員に適用される地方公務員法第34条第1項では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」と規定され、その違反に対しては「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」（第60条第2号）という罰則が規定されている。

しかし、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについては、その大量・高速処理性、結合・検索の容易性や記録内容、処理過程の不可視性という特性を有し、違法に提供された場合、個人の権利利益を侵害する危険性も大きいことから、「個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル」に対し、行為の主体を受託業務従事者等にまで広げた上で、特別の保護措置を講じたものである。

2　「実施機関の職員若しくは職員であった者」の、「実施機関の職員」とは地方公務員法に規定する一般職及び特別職の公務員であって、第2条第1号の実施機関の常勤又は非常勤の職員をいう。「職員であった者」とは「実施機関の職員」が当該実施機関を退職、失職及び免職により離職した者並びに「実施機関」以外の機関に出向した者をいう。

3　「第9条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、実施機関からの委託により、個人情報の取扱いに関する業務に従事している者又は従事していた者をいう。

4　「正当な理由がない」とは、「違法に」、「本人の意思に反して」などという意味である。したがって、この条例（第10条第2項）又は他の法令等の規定に基づき提供した場合は、正当な理由があり、違法性が阻却されることとなる。

5　「個人の秘密に属する事項」の、「秘密」とは特定の小範囲の者にしか知られていない事実であって、これを他人に知られないことが本人の利益と認められるものをいう。「個人の秘密」でなければならないから、法人や団体の秘密は含まれない。

6　「第2条第4号アに係る個人情報ファイル」とは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）をいう。したがって、紙等の媒体によるもの（マニュアル処理に係る個人情報ファイル）は、この条の罰則の対象とはならない。

第57条

第57条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

この条は、職員等又は受託業務従事者等がその業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供等したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

1　この条は、「業務に関して知り得た保有個人情報」のすべてを対象としており、当該保有個人情報に「個人の秘密に属する事項」が記録されているかどうかを問わない。

2　「前条に規定する者」とは、実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者をいう。

3　「その業務に関して知り得た保有個人情報」とは、業務の執行に関連して知り得た保有個人情報であって、自ら担当する業務で取り扱う保有個人情報は当然に含まれるが、担当外のものであっても業務に関連して知り得た保有個人も含まれるものである。

4　「不正な利益」とは、社会的に不正と評価される利益を指し、経済的利益のみならず精神的利益も含まれる。

5　「提供し、又は盗用したとき」とは、他人が利用できる状態におくこと、正当な理由がなく当該事務の目的以外の用に自ら利用することを指す。

第58条

第58条　実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

この条例は、実施機関の職員が、職権を濫用してかつ職務以外に使用するため、個人の秘密に属する事項が記録されている文書、図画又は電磁的記録を収集した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するに処する旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「その職権を濫用して」とは、公務員がその形式上職務権限に属する事項について、職権の行使に仮託し（かこつけて）、不当な目的ないし方法で職務上の義務に違反する行為をすることをいう。

2　「個人の秘密に属する事項」については、第56条の場合と同様である。

3　「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、収集の主目的が職務以外に使用するものであることであり、職務のために行った場合は除外される。なお、上司からの職務命令に基づいて収集した場合は、命令した上司について本条の適用がある。

4　「文書、図画又は電磁的記録」とは、「文書、図画」は人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状態で表現したもの指し、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは電子的方式、磁気的方式その他人の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。

第59条

第59条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【趣旨】

この条は、この条例で定める保有個人情報の開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととしたものである。

【解釈及び運用】

1　「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の保有個人情報の開示を受けることなどが想定される。

2　「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。条例で定める過料については、市長が行政処分の形で科し（地方自治法第149条、第255条の3)、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができる（地方自治法第2311条の3)。

附　則

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　第14条第1項の規定は、この条例の施行日前に既にオンライン結合し、個人情報を実施機関以外のものに提供しているときは、適用しない。

3　この条例の施行の際現に個人情報取扱事務を行っている場合においては、第15条第1項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（三好町手数料条例の一部改正）

4　三好町手数料条例（昭和39年三好町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成19年3月26日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成19年9月28日条例第20号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第45条の改正規定は、統計法（平成19年法律第53号）の施行の日から施行する。

附　則（平成20年3月25日条例第8号）

（施行期日）

1　この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（三好町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

2　三好町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年三好町条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成21年11月5日条例第39号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成27年10月1日条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第5条第8号、第6条第2号、第7条、第12条第2項第5号及び第14条の改正規定、第15条の次に1条を加える改正規定、第18条第2号ウの改正規定並びに次項の規定　公布の日

(2)　第35条に各号を加える規定(同条第2号に係る部分に限る。)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

2　みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年三好町条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成28年3月25日条例第7号）

（施行期日）

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　開示決定等(みよし市個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等（同条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）、利用停止決定等（同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は開示請求（同条例第16条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（同条例第29条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（同条例第36条第3項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

【趣旨】

この条例の施行期日、経過措置及びこの条例に関連する他の条例の一部改正について定めたも

のである。